

第 六 次
羽 村 市 防 犯、 交 通 安 全 及 び
火 災 予 防 を 推 進 す る 計 画
(案)

計 画 期 間

令 和 6 年 4 月 ~ 令 和 1 1 年 3 月

羽 村 市

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の対象範囲と計画の位置付け	1
	(1) 計画の対象範囲	1
	(2) 計画の位置付け	2
3	計画期間	3
4	市、市民、事業者、土地等管理者の責務	3
5	羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の設置	4
	(1) 推進会議の役割	4
	(2) 推進会議の組織	4
第2章	計画の目標及び基本方針等	
1	目標	5
2	基本方針	6
3	施策	7
第3章	防犯対策	
1	施策の体系	9
2	羽村市における犯罪の発生状況と防止に関する現状と課題	11
	(1) 犯罪の発生状況	11
	(2) 犯罪防止に関する現状と課題	16
3	施策の展開	17
	(1) 施策1 <生活安全(防犯)に関する意識向上に向けての啓発>	17
	(2) 施策2 <生活安全(防犯)に関する教育の推進>	18
	(3) 施策3 <地域におけるパトロールの実施>	18
	(4) 施策4 <児童・生徒等に対する安全対策>	19
	(5) 施策5 <生活安全(防犯)確保のための環境整備等>	21
	(6) 施策6 <生活安全(防犯)に関する情報提供等>	22
	(7) 施策7 <被害者支援等>	22
	(8) 市民の取組	23
	(9) 事業者の取組	24
	(10) 土地等管理者の取組	24

第4章 交通安全対策

- 1 施策の体系 2 5
- 2 羽村市における交通事故の発生状況と防止に関する現状と課題 2 7
 - (1) 交通事故の発生状況 2 7
 - (2) 交通事故防止に関する現状と課題 3 1
- 3 施策の展開 3 2
 - (1) 施策1 <生活安全(交通安全)に関する意識向上に向けての啓発> . 3 2
 - (2) 施策2 <生活安全(交通安全)に関する教育の推進> 3 3
 - (3) 施策3 <地域におけるパトロールの実施> 3 4
 - (4) 施策4 <児童・生徒等に対する安全対策> 3 5
 - (5) 施策5 <生活安全(交通安全)確保のための環境整備等> 3 6
 - (6) 施策6 <生活安全(交通安全)に関する情報提供等> 3 7
 - (7) 施策7 <被害者支援等> 3 8
 - (8) 市民の取組 3 9
 - (9) 事業者の取組 4 0

第5章 火災予防対策

- 1 施策の体系 4 1
- 2 羽村市における火災の発生状況と防止に関する現状と課題 4 3
 - (1) 火災の発生状況 4 3
 - (2) 火災予防に関する現状と課題 4 4
- 3 施策の展開 4 5
 - (1) 施策1 <生活安全(火災予防)に関する意識向上に向けての啓発> . 4 5
 - (2) 施策2 <生活安全(火災予防)に関する教育の実施> 4 6
 - (3) 施策3 <地域におけるパトロールの実施> 4 6
 - (4) 施策4 <児童・生徒等に対する安全対策> 4 7
 - (5) 施策5 <生活安全(火災予防)確保のための環境整備等> 4 7
 - (6) 施策6 <生活安全(火災予防)に関する情報提供等> 4 9
 - (7) 施策7 <被害者支援等> 4 9
 - (8) 市民の取組 5 0
 - (9) 事業者の取組 5 1
 - (10) 土地等管理者の取組 5 1

資料編

- 1 羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例 5 2
- 2 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議要綱 5 4
- 3 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議推進員名簿 5 6

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

市では、平成21年度以降、3年ごとに五次にわたって「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」を策定してきました。

現在、市では第六次羽村市長期総合計画に定める、市の将来像である「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」の実現に向けて、市と市民・事業者が、それぞれの枠組みにとらわれずに共通の視点を持って取り組むまちづくりの方向性として、5つのコンセプトを掲げ、様々な取組を行っています。

防犯、交通安全、防災の分野に関しては、コンセプト5「くらしを守る」に位置づけ、災害や犯罪、事故から“くらし”を守ることができるまちを目指し、その実現のための施策として「相互の連携・協力による、災害に強いまち」、「犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち」を挙げています。

「第五次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」が令和5年度で終了することから、犯罪や交通事故、災害から市民を守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、第六次羽村市長期総合計画に掲げる防犯、交通安全及び火災予防に関して、具体的に取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、「第六次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」を策定します。

2 計画の対象範囲と計画の位置付け

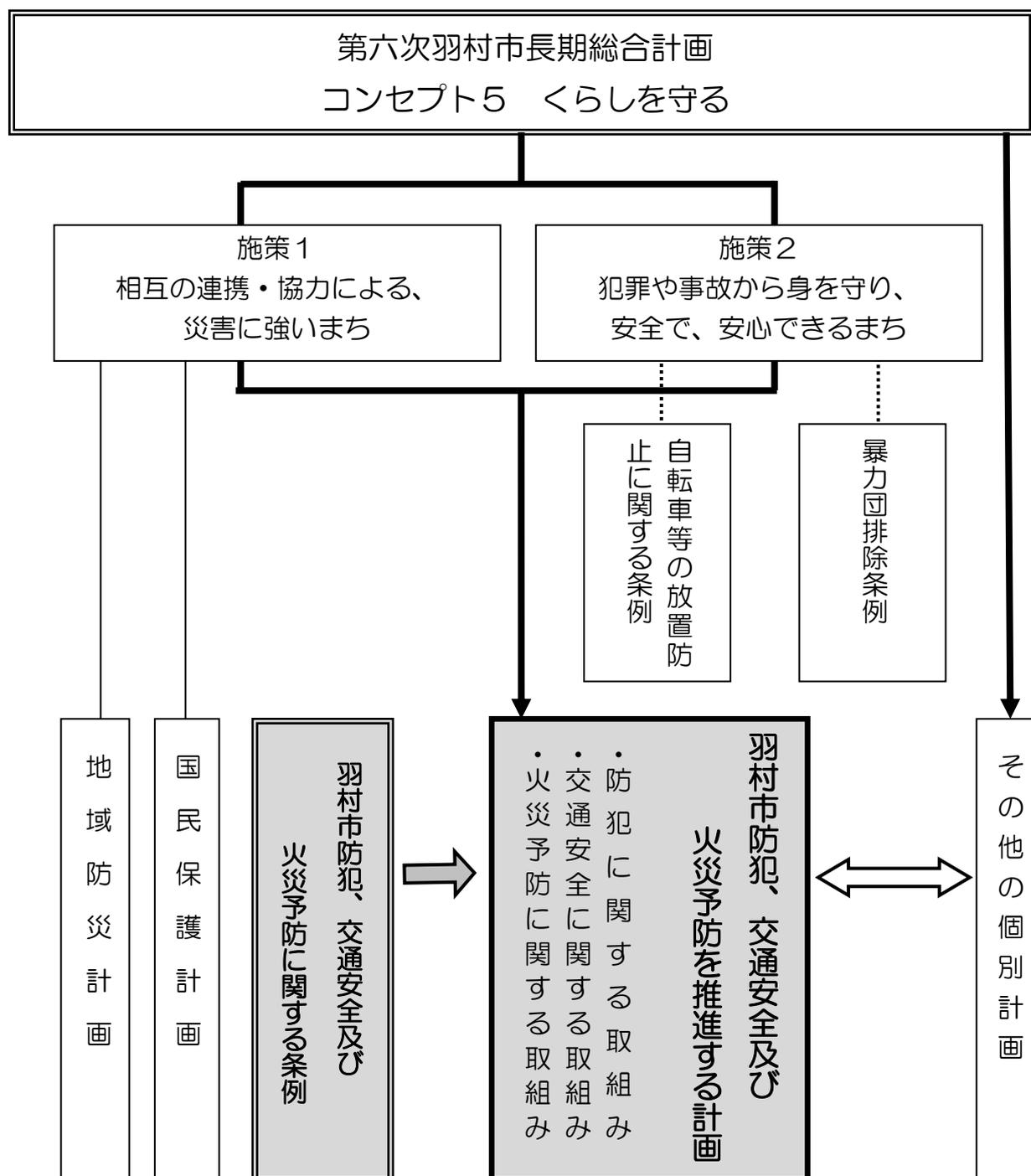
(1) 計画の対象範囲

市民の安全に関し、既に市では、個別の計画として震災等の災害対策については「羽村市地域防災計画」、自然災害全般を対象とした発災前（平常時）の対策については「羽村市国土強靱化地域計画」、武力攻撃や大規模なテロ等への対策については「羽村市国民保護計画」を策定しています。

本計画は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」に基づき定められるものであることから、その対象範囲は、防犯、交通安全及び火災予防の分野とします。

(2) 計画の位置付け

- ・「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」に基づき、防犯、交通安全及び火災予防を推進するため策定するものです。
- ・市の総合的なまちづくりの指針である「羽村市長期総合計画」の下位計画として位置付けます。
- ・本計画は、「羽村市地域防災計画」、「羽村市国土強靱化地域計画」、「羽村市国民保護計画」及び市が策定した各種個別計画との整合性を図りながら、防犯、交通安全及び火災予防の分野において、市民が安全で安心して暮らせるための環境整備にかかるガイドラインとして定めるものです。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などに対応する必要がある場合は、計画の見直しを行うこととします。

4 市、市民、事業者、土地等管理者の責務

市内における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、市・市民・事業者及び土地等管理者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します。

【市の責務】

市は、生活の安全を確保するための計画の策定、啓発活動、情報提供及び環境整備並びに市民、事業者及び土地等管理者の活動に対する支援のほか、関係行政機関及び関係団体等と連携を図り、生活の安全を確保するために必要と認める事項を行うものとする。

【市民の責務】

市民は、自らの生活の安全の確保に必要な措置を講じ、相互に協力して生活の安全を確保する活動を推進するよう努めるものとする。

【事業者の責務】

事業者は、所有若しくは管理する施設又は事業活動に関し、生活の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

【土地等管理者】

土地等管理者は、所有又は管理する土地等に関し、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

5 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の設置

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、市・市民・事業者・土地等管理者が連携・協力し、防犯、交通安全及び火災予防に関する各施策を実施していますが、各施策をより確実に推進するためには、この計画に基づく市・市民・事業者・土地等管理者それぞれの取組の内容や実施状況について、関係機関及び各団体等が情報を共有化することが必要不可欠です。そのうえで、それぞれの効果や実施方法について検討・検証し、より効果的、効率的な取組を一体的に推進していくための組織体制を整備する必要があります。こうしたことから、本計画を推進していく組織として、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」（以下「推進会議」といいます。）を設置しています。

（1）推進会議の役割

推進会議の役割は次のとおりとします。

- ① 生活安全に関する各団体の取組や活動内容など情報の共有化
- ② 羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画に基づく施策の検討・検証及び推進
- ③ 市が実施する防犯、交通安全及び火災予防に関する施策、事業等への協力

（2）推進会議の組織

推進会議の組織は、その役割を踏まえ、生活安全に関する情報を実際に発信したり受信したりする団体・組織の代表者等、パトロール活動をはじめ、生活の安全を守る活動を行っている団体・組織の代表者等を中心に、学識経験者や公募市民を含め、各方面で生活の安全に関する活動を行っている団体・個人により組織するものとしてとします。

第2章

計画の目標及び基本方針等

市では、市と市民・事業者が、将来のまちの姿を共有し、これからのまちづくりを一緒に進めることができるよう、市の将来像を「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」と定めています。

市の将来像の実現に向け、市と市民・事業者が、それぞれの枠組みにとらわれずに共通の視点を持って取り組むまちづくりの方向性として、5つのコンセプトを掲げています。

そのコンセプトの1つである「くらしを守る」では、災害や犯罪などから、自助・共助・公助により、私たちの“くらし”を守ることができるまちを目指し、様々な取組を推進していくこととしています。

また、羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例第1条の目的において、「誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする」としています。

これらを踏まえ、この計画を推進するうえでの目標及び基本方針を次のように定めます。

1 目標

目 標

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現

2 基本方針

基本方針

1 市民一人一人の生活安全に関する意識の高揚

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、市民自らが生活の安全の確保についての意識を持つことが重要です。このため防犯、交通安全及び火災予防といった生活安全に関する情報を様々な機会を捉えて発信し、知識の習得及び意識の高揚に向けて啓発活動に取り組みます。

2 地域における生活安全に関する取組の推進

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域において団体や個人が連携・協力しながらパトロール、見守り活動等に取り組むことが重要です。

市では、地域におけるパトロール活動や犯罪等の抑止に取り組む団体等に対して支援を行うとともに、各施設や道路等の環境整備など、地域における生活安全に関する取組を推進します。

3 総合的な生活安全に関する施策の推進

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、市、市民、事業者、土地等管理者がそれぞれの責務を果たしつつ、連携・協力・情報共有しながら市全体で総合的な生活安全に関する施策を推進していくことが重要です。そのため、推進会議において計画の進捗状況の確認や必要に応じて見直しを図るとともに、各団体、組織の取組状況など情報の共有を図りながら、計画を推進していきます。

3 施策

基本方針1 市民一人一人の生活安全に関する意識の高揚

【施策1】生活安全に関する意識向上に向けての啓発

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、自らが防犯、交通安全及び火災予防といった生活安全の確保についての意識を持つことが重要です。市では関係機関と連携しながら、様々な機会をとらえて生活安全に関する意識の向上に向けて啓発活動に取り組むとともに、より多くの市民、事業者には様々な媒体を活用して情報提供に努めます。

【施策2】生活安全に関する教育の推進

危険を事前に予測し回避する能力や、危機に遭遇した際の対処方法などを習得することで、被害を避け、又は最小限に食い止めることができます。市では、生活安全に関する教育の場を設け、生活安全に関する知識の習得を推進していきます。

基本方針2 地域における生活安全に関する取組の推進

【施策3】地域におけるパトロールの実施

市が行う活動のほか、市民、事業者、ボランティア、関係機関等によるパトロールや子どもの見守りなど、様々な自主的な活動が行われています。市民、事業者等それぞれが「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持ち、パトロールや子どもの見守り活動に取り組むことは、羽村市が「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて必要不可欠であることから、市では、今後もパトロール活動や見守り活動を継続して推進していきます。

【施策4】児童・生徒等に対する安全対策

児童・生徒等が交通事故や犯罪等の被害に遭わないようにするため、学校・PTA、地域住民、警察署等の関係機関と連携し、児童・生徒等に対する安全対策を推進します。

基本方針3 総合的な生活安全に関する施策の推進

【施策5】生活安全確保のための環境整備等

市は、市民等が犯罪・交通事故・火災の被害に遭わないようにするため、各施設や道路等について、良好な環境の整備に取り組むとともに、市民や事業者も自宅や事業所・施設について、犯罪・交通事故・火災による被害を防ぐための環境整備に取り組みます。

【施策6】生活安全に関する情報提供等

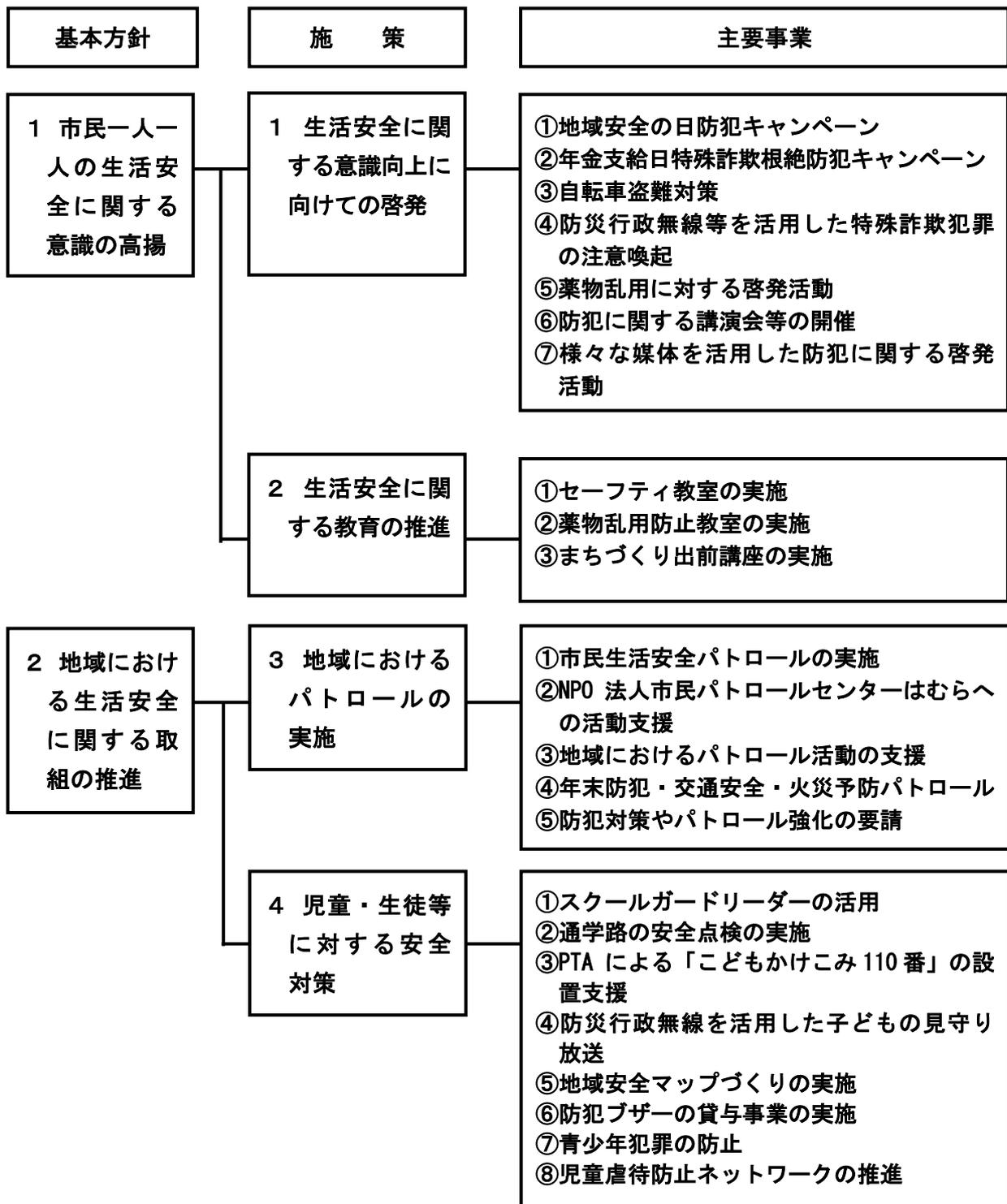
防犯情報や交通情報、防災情報について情報提供しているアプリケーションなどが広まってきています。これらのアプリケーションから犯罪等の発生情報を知ること、被害に遭うことを回避することができます。市では、このようなアプリケーションや生活安全に関する重要な情報の提供に努めます。

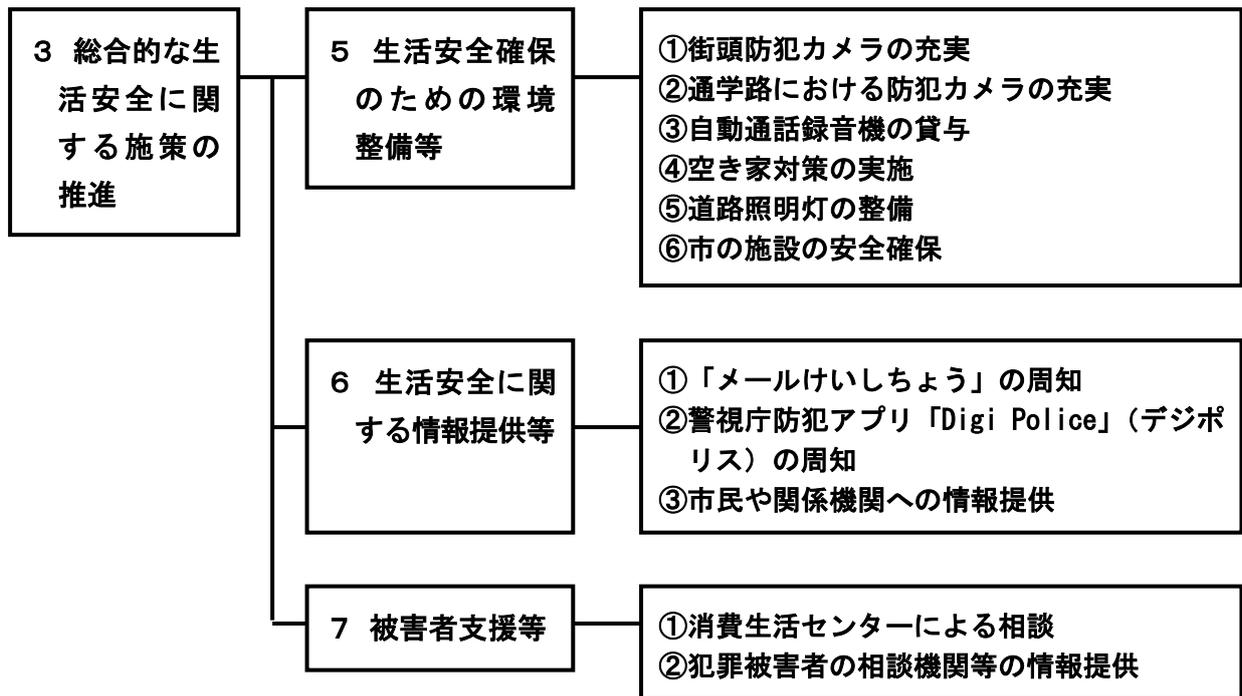
【施策7】被害者支援等

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現には、予防の推進だけでなく、被害者等に対する適切な支援が必要です。犯罪や交通事故、火災の被害に遭った方及びそのご家族又はご遺族の方に対して、相談窓口を周知するほか、経済的な負担の軽減を図ります。

第3章 防犯対策

1 施策の体系



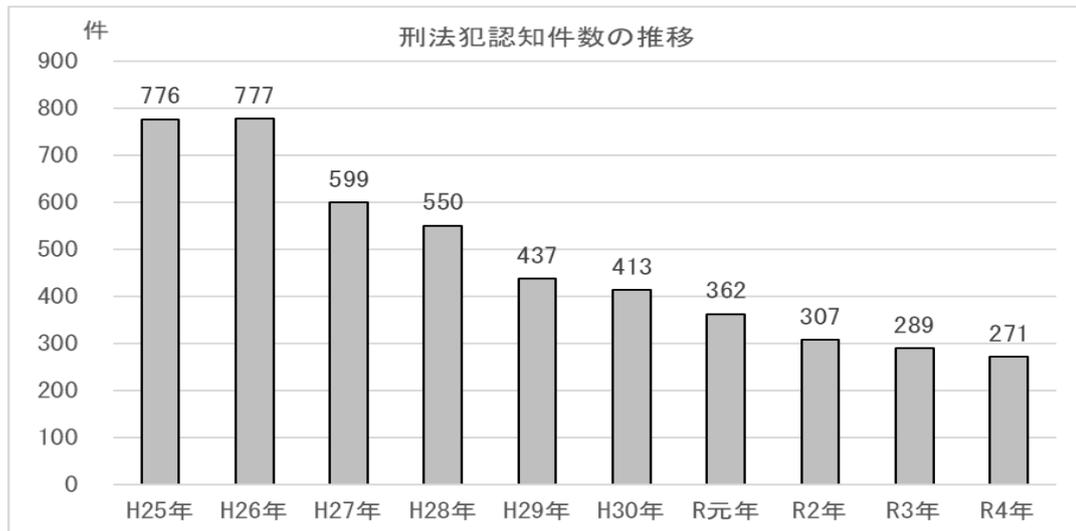


2 羽村市における犯罪の発生状況と防止に関する現状と課題

(1) 犯罪の発生状況

① 刑法犯認知件数の推移

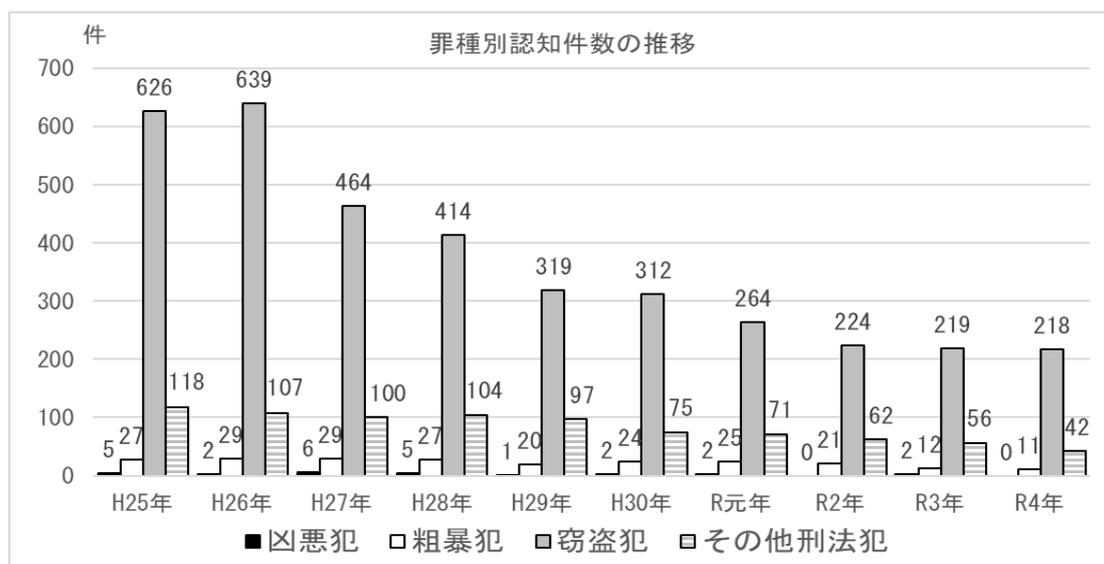
刑法犯認知件数は、平成26年の777件をピークに、年々減少し、令和4年は271件となっており、平成26年と比較すると506件、65%減少しています。



出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

② 刑法犯罪種別認知件数の推移

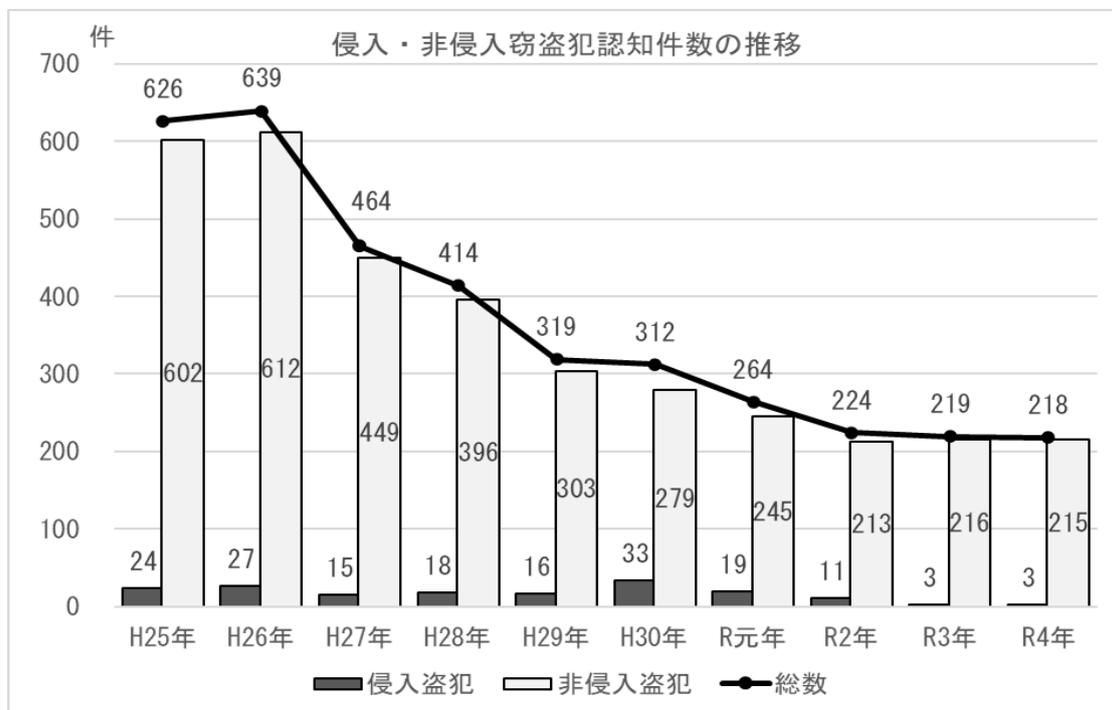
刑法犯を罪種別に見ると、各年とも窃盗犯の認知件数が多い状況にあり、令和4年は218件、80%を占めています。また、平成26年のピーク時の639件と令和4年を比較すると421件、66%減少しています。他の犯罪の認知件数も減少傾向にあります。



出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

③ 侵入・非侵入窃盗犯認知件数の推移

窃盗犯を侵入・非侵入窃盗犯別に見ると、各年とも90%以上を非侵入盗犯が占めています。非侵入窃盗犯の認知件数はピーク時の平成26年と令和4年を比較すると397件、65%減少していますが、令和2年から横ばいとなっています。



出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

窃盗犯のうち、手口により侵入窃盗、非侵入窃盗に分類

- ・ 侵入窃盗（金庫破り、学校荒し、事務所荒し、出店荒し、空巣、忍込み、居空きなど）
- ・ 非侵入窃盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、自販機ねらい、工事場ねらい、すり、ひったくり、置引き、万引きなど）

④ 侵入窃盗罪種別認知件数の推移

侵入窃盗犯を罪種別に見ると、空き巣、出店荒しなどが多い状況にありましたが、平成26年の27件をピークに減少傾向になり、令和4年の認知件数は出店荒らし3件となっています。

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
金庫破り	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
学校荒し	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
事務所荒し	2	2	0	4	0	1	0	0	0	0
出店荒し	3	4	4	4	6	9	4	1	0	3
空き巣	14	13	7	6	3	10	11	0	2	0
忍込み	0	3	1	2	5	1	2	1	0	0
居空き	0	1	0	0	1	3	1	0	0	0
その他	4	3	3	2	1	8	1	7	0	0
合計	24	27	15	18	16	33	19	11	3	3

出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

【参考】

空き巣：家人が留守の間に侵入する。

忍込み：家人が就寝中に侵入する。

居空き：家人が在宅中、隙を見計らって侵入する。

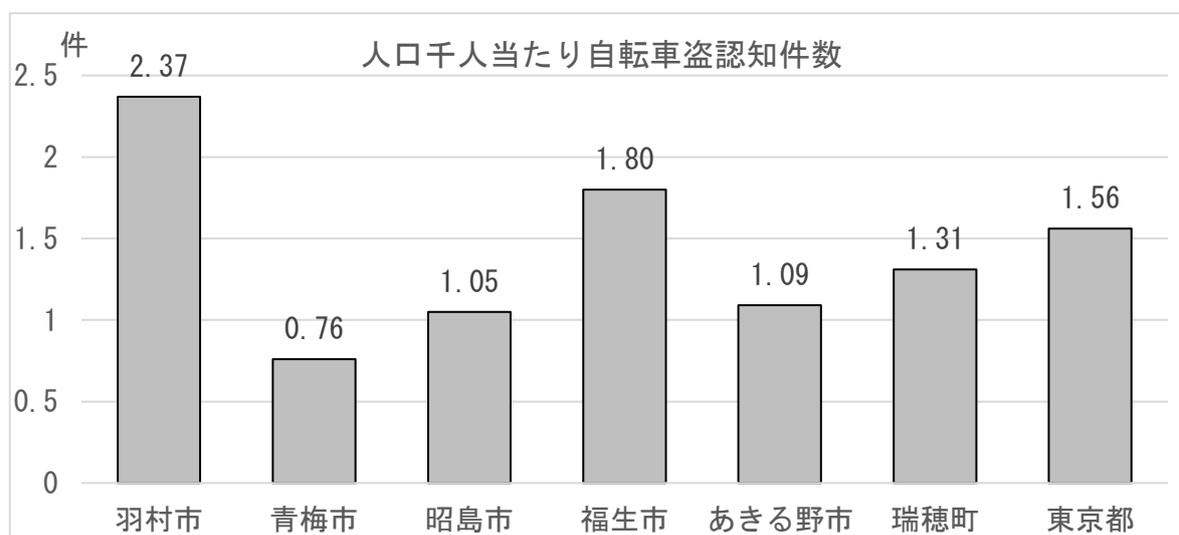
⑤ 非侵入窃盗罪種別認知件数の推移

非侵入窃盗犯を罪種別に見ると、自転車盗が一番多く全体の半数以上を占めています。羽村市の特徴として、近隣自治体に比べ多い状況にあります。

認知件数は、平成26年の612件をピークに減少傾向にありましたが、令和2年から横ばいとなっています。

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
自動車盗	5	6	2	3	2	1	0	1	1	1
オートバイ盗	33	17	21	9	12	9	8	5	4	7
自転車盗	365	416	240	240	182	169	135	114	120	129
車上ねらい	31	21	14	21	21	20	14	9	20	10
自販機ねらい	6	2	5	0	0	0	6	0	3	0
工事場ねらい	2	2	5	4	1	6	2	2	1	3
すり	2	2	0	1	1	0	1	0	0	1
ひったくり	0	1	1	3	1	1	0	0	0	0
置き引き	15	13	2	2	0	1	2	0	0	0
万引き	38	51	54	46	38	30	28	39	38	30
その他	105	81	105	67	45	42	49	43	29	34
合計	602	612	449	396	303	279	245	213	216	215

出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

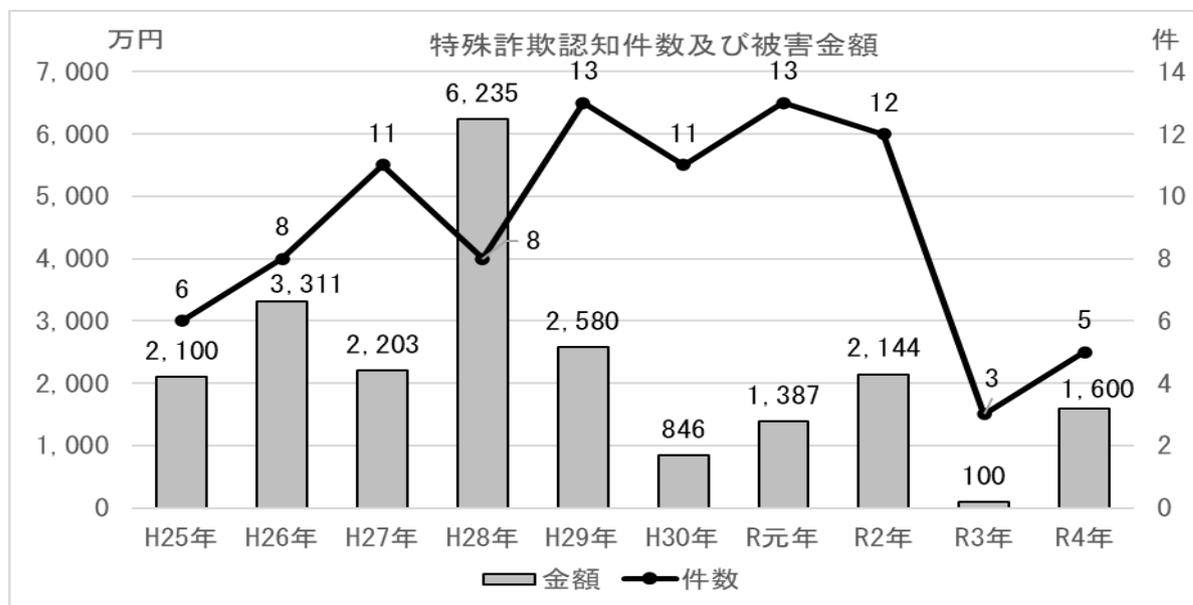


出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数（令和4年）」及び東京都「住民基本台帳による世帯と人口（令和5年1月1日）」から算出

⑥ 特殊詐欺認知件数及び被害金額の推移

特殊詐欺認知件数は、10件前後で推移していましたが、令和3年に大幅に減少し3件、令和4年は5件となっています。

被害金額については、年によって大きく差があり、最高額は平成28年の6,235万円、最小額は令和3年の100万円となっています。



出典：福生警察署から提供

【参考】警視庁公式サイト 特殊詐欺の種類 (10種類)

オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺等

(2) 犯罪防止に関する現状と課題

現在、犯罪防止策として市民生活安全パトロールをはじめ、市内各所において地域住民や事業者等の方々が、パトロールや見守りなどの活動を実施するとともに、駅周辺や通学路等に防犯カメラを設置し、街頭における犯罪の抑止に努めています。

平成 25 年から令和 4 年までの市内における刑法犯の認知件数は、平成 26 年の 777 件をピークに年々減少し、令和 4 年は 271 件となっています。市民生活安全パトロールや地域住民、事業者等による「地域の目」は、身近な犯罪の防止に大変効果的です。

一方で、特殊詐欺等の詐欺犯罪を防止することは、パトロールや見守り活動のみでは困難であることから、自動通話録音機の貸与や防犯キャンペーン等による啓発活動、防災行政無線やメール配信サービスによる注意喚起を行っています。しかし、巧妙化する新たな手口にどう対応していくかが課題となっています。

また、市内における自転車盗が、近隣自治体に比べ、認知件数が多くなっています。その要因として、市営自転車等駐車場について、誰もが気軽に長時間駐車できることによって、自転車が狙われることがあげられます。今後、自転車駐輪場への防犯カメラの設置など、防犯対策の強化を進める必要があります。また、自転車を駐車する際に、無施錠で自転車を駐車している方も多いことから、さらに啓発活動を進める必要があります。一般住宅や集合住宅については、監視体制が手薄な駐輪場での自転車盗が発生していることもあげられます。

3 施策の展開

(1) 施策1 <生活安全（防犯）に関する意識向上に向けての啓発>

① 地域安全の日防犯キャンペーン

特殊詐欺根絶防犯啓発活動として、福生警察署及び福生警察署管内防犯協会羽村支部と連携し、駅周辺等でチラシや啓発品を配布し、注意喚起を図ります。

【実施機関】 防災安全課・福生警察署・福生警察署管内防犯協会羽村支部

② 年金支給日特殊詐欺根絶防犯キャンペーン

特殊詐欺被害の未然防止に向け、福生警察署及び福生警察署管内防犯協会羽村支部と連携し、市内金融機関において年金支給日にチラシや啓発品を配布し、注意喚起を図ります。

【実施機関】 防災安全課・福生警察署・福生警察署管内防犯協会羽村支部

③ 自転車盗難対策

福生警察署及び福生警察署管内防犯協会羽村支部と連携し、盗難を未然に防ぐため、自転車に鍵をかけるよう広報媒体や街頭において啓発を行い、防犯意識の向上を図ります。

また、鍵の二重ロックを推奨していきます。

【実施機関】 防災安全課・福生警察署・福生警察署管内防犯協会羽村支部

④ 防災行政無線等を活用した特殊詐欺犯罪の注意喚起

市内に特殊詐欺犯罪が発生している場合、福生警察署からの情報提供に基づき、防災行政無線やメール配信サービスを活用し、注意喚起を図ります。

【実施機関】 防災安全課

⑤ 薬物乱用に対する啓発活動

広報はむら、市公式サイト等をはじめ、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布等、様々な媒体を活用し、薬物が身体に与える危険性について、認識してもらうよう周知していきます。

【実施機関】 健康課・防災安全課

⑥ 防犯に関する講演会等の開催

福生警察署及び福生警察署管内防犯協会の関係機関と連携・協力しながら、防犯対策に関する情報を提供するため、防犯講演会等を開催します。

【実施機関】 防災安全課・福生警察署・福生警察署管内防犯協会

⑦ 様々な媒体を活用した防犯に関する啓発活動

市民、事業者及び関係機関と連携しながら、防犯に関する知識の普及、啓発のため、広報はむら、市公式サイト、メール配信サービス、テレビはむら、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシの配布等、様々な媒体を活用して啓発活動に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・その他関係機関

(2) 施策2 <生活安全(防犯)に関する教育の推進>

① セーフティ教室の実施

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、セーフティ教室を実施します。

【実施機関】 学校教育課・小中学校

② 薬物乱用防止教室の実施

児童・生徒が薬物による害を知り、心身ともに健全に暮らすことができるよう、薬物乱用防止教室を実施します。

【実施機関】 学校教育課・中学校

③ まちづくり出前講座の実施

市では、悪質な事業者の勧誘などによる被害に遭わないよう、悪質商法の対処法や被害情報などについて出前講座を実施します。

福生警察署においては、特殊詐欺被害、空き巣等侵入窃盗犯罪などの発生状況や被害に遭わないための効果的な防止対策のほか、少年非行防止(薬物乱用防止、万引き防止)や少年が犯罪被害に遭わないための対策(スマホ利用によるトラブルと犯罪被害防止)など、青少年の現状と健全育成活動についての出前講座を実施しています。また、西多摩保健所においては、薬物乱用による身体に及ぼす悪影響についての出前講座を実施していますので、周知を図ります。

【実施機関】 生涯学習推進課・地域振興課・福生警察署・西多摩保健所

(3) 施策3 <地域におけるパトロールの実施>

① 市民生活安全パトロールの実施

NPO法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、犯罪の防止、火災の予防、交通監視等による事故の未然防止に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課

② NPO 法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援

安全・安心のまちづくりを担う、市民主体で設立された NPO 法人市民パトロールセンターはむらに対して補助金を交付し、法人が行うパトロール活動を支援していきます。

【実施機関】 防災安全課

③ 地域におけるパトロール活動の支援

各地域においてパトロールや子どもの見守りなどの活動に取り組む市民や各種団体に対し、パトロール活動に必要なベストや赤色合図灯などの物品の貸与や情報提供を行うことにより、防犯活動を支援します。

【実施機関】 防災安全課

④ 年末防犯・交通安全・火災予防パトロール

「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、関係機関と連携し、年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間を通じて、防犯・交通安全・火災予防に関する意識の向上に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・その他関係機関

⑤ 防犯対策やパトロール強化の要請

福生警察署に対して、犯罪の防止、客引きのなどの取締りやパトロールの強化を要請していきます。

【実施機関】 防災安全課

(4) 施策4 <児童・生徒等に対する安全対策>**① スクールガードリーダーの活用**

教育委員会が委嘱した警察官OBや防犯の専門家が各校を定期的に巡回し、通学路や地域の点検、改善方法などについて学校や学校安全ボランティア(スクールガード)に具体的に指導・助言を行い、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る活動を推進します。

【実施機関】 学校教育課・小中学校

② 通学路の安全点検の実施

道路管理の所管部署、福生警察署、教育委員会による通学路の合同点検の実施を行い、安全確保に取り組みます。

【実施機関】 土木課・学校教育課・福生警察署

③ PTA による「こどもかけこみ 110 番」の設置支援

子どもが身の危険を感じたときの緊急避難場所となり、警察等への通報を行う「こどもかけこみ 110 番」を周知することにより、設置を支援します。

【実施機関】 学校教育課

④ 防災行政無線を活用した子どもの見守り放送

子どもたちの安全・安心のため、小学校児童の下校時間に合わせて、防災行政無線を活用した見守り放送を行い、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれないよう地域の皆様に見守りをお願いします。

【実施機関】 学校教育課・防災安全課

⑤ 地域安全マップづくりの実施

危険予測・回避能力を身につけるため、危険箇所を子どもたち自身が見つけることや、こどもかけこみ 110 番の位置を確認し、地域安全マップを作成します。

【実施機関】 学校教育課・小中学校

⑥ 防犯ブザーの貸与事業の実施

通学時における児童・生徒の安全を確保するため、防犯ブザーの無償貸与を行います。

【実施機関】 学校教育課

⑦ 青少年犯罪の防止

子どもの健全育成や非行の未然防止を図るため、地域における育成活動や有害図書の追放、市内パトロールなどの環境浄化活動などに取り組んでいる青少年育成委員会活動を推進します。

【実施機関】 子育て支援課

⑧ 児童虐待防止ネットワークの推進

児童虐待の未然防止や早期発見を図り、子どものいる家庭を支援するため、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、福祉・教育・保健・医療などの関係機関等による連携を強化し、情報や認識の共有化を図ります。

【実施機関】 子育て相談課

(5) 施策5 <生活安全（防犯）確保のための環境整備等>**① 街頭防犯カメラの充実**

これまでに駅周辺や公園等に防犯カメラを35台設置しています。今後も市民や関係団体の皆様などからの要望を考慮するとともに、福生警察署とも協議を行い、必要性の高い場所に適宜、設置を進め、犯罪等の抑止に努めます。

【実施機関】 防災安全課

② 通学路における防犯カメラの充実

これまでに通学路上に防犯カメラを12台設置しています。今後も小中学校PTAなどからの要望を考慮するとともに、福生警察署とも協議を行い、必要性の高い場所に適宜、設置を進め、犯罪等の抑止に努めます。

【実施機関】 学校教育課・防災安全課

③ 自動通話録音機の貸与

特殊詐欺等による受電対策として、65歳以上の方がいる世帯へ自動通話録音機の貸与を行い、特殊詐欺やアポ電強盗の被害未然防止に努めます。

【実施機関】 防災安全課

④ 空き家対策の実施

各関係機関と協力・連携し、相談窓口を設置するなどの空き家対策を実施し、犯罪の抑止、放火等の火災予防に努めます。

【実施機関】 建築課

⑤ 道路照明灯の整備

夜間における道路状況、交通状況を的確に把握し、良好な視界を確保するための交通安全対策として、また防犯対策として道路照明灯の設置を進めていきます。

【実施機関】 土木課

⑥ 市の施設の安全確保

市の施設が侵入盗犯等の犯罪や火災に遭わないようにするため、施設の安全確保及び施設周辺の環境整備に取り組みます。

【実施機関】 各課

(6) 施策6 <生活安全(防犯)に関する情報提供等>**① 「メールけいしちょう」の周知**

警視庁が犯罪発生情報や防犯情報等(防犯情報、交通情報、防災情報等)を配信している「メールけいしちょう」について、広報媒体を活用し周知していきます。

また、「メールけいしちょう」から送られてきた市内の犯罪発生情報や防犯情報などをメール配信サービスで市民や関係部署に周知します。

【実施機関】 防災安全課

② 警視庁防犯アプリ「Digi Police」(デジポリス)の周知

警視庁が東京都内の犯罪発生情報や防犯情報を配信するほか、「痴漢撃退機能」や「防犯ブザー」などの便利な機能がある防犯アプリ「Digi Police」について、広報媒体を活用し周知していきます。

【実施機関】 防災安全課

③ 市民や関係機関への情報提供

福生警察署から犯罪に関する情報提供があった場合、防災行政無線やメール配信サービス等を活用し、市民に情報提供を行い、注意喚起を図ります。

また、保育園や幼稚園、学童クラブ、小中学校主管課、NPO 法人市民パトロールセンターはむらへも情報提供します。

【実施機関】 防災安全課

(7) 施策7 <被害者支援等>**① 消費生活センターによる相談**

悪質商法等による被害など消費生活トラブルについて、専門の相談員がトラブル解決を支援します。

【実施機関】 地域振興課

② 犯罪被害者の相談機関等の情報提供

犯罪で精神的、身体的、経済的に被害を受けた本人や家族の方に、相談機関等の情報提供を行います。

【実施機関】 秘書広報課

(8) 市民の取組

具体的な取組	取 組 の 内 容
防犯に関する知識の習得や意識の向上	自らの安全の確保のため、防犯に関する必要な知識の習得及び意識の向上に努めます。
メール配信サービスへの登録の実施	警視庁が行っているメール配信サービス「メールけいしちよう」や市が行っているメール配信サービスに登録し、防犯・交通・防災等の情報の収集に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、防犯に関するイベント等へ積極的に参加します。
声かけ・あいさつ運動の推進	見知らぬ人や挙動不審者に対し、町内会・自治会の見守り活動等で声かけやあいさつを行い、犯罪の抑止に努めます。
地域のパトロールや学校、通学路における子どもの見守りの実施	「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域の自主的なパトロール活動や、学校・通学路における子どもの見守り活動等に取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	市や関係機関、地域の団体等が行っているパトロール活動や子どもの見守り活動等への参加・協力を努めます。
自宅の安全対策の実施	侵入盗犯等の犯罪被害に遭わないようにするため、補助錠やセンサーライトの取り付けなどの防犯対策を行い、防犯環境の整備に努めます。
通学路等の安全対策への協力	学校周辺や地域における子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、通学路等における安全の確保に努めます。 夕暮れが早くなる時期は、玄関灯を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、犯罪の抑止に努めます。
自転車盗難対策の実施	自転車盗難対策として、盗難を未然に防ぐために鍵の二重ロックに努めます。
空き家対策の実施	地域での空き家状況について、行政等への情報提供に努めます。
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールの実施	徒歩や自転車、犬の散歩時におけるパトロール及び青色回転灯を装着したパトロールカーによる市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携の強化を図りながら、侵入盗犯や街頭犯罪の防止に取り組みます。

(9) 事業者の取組

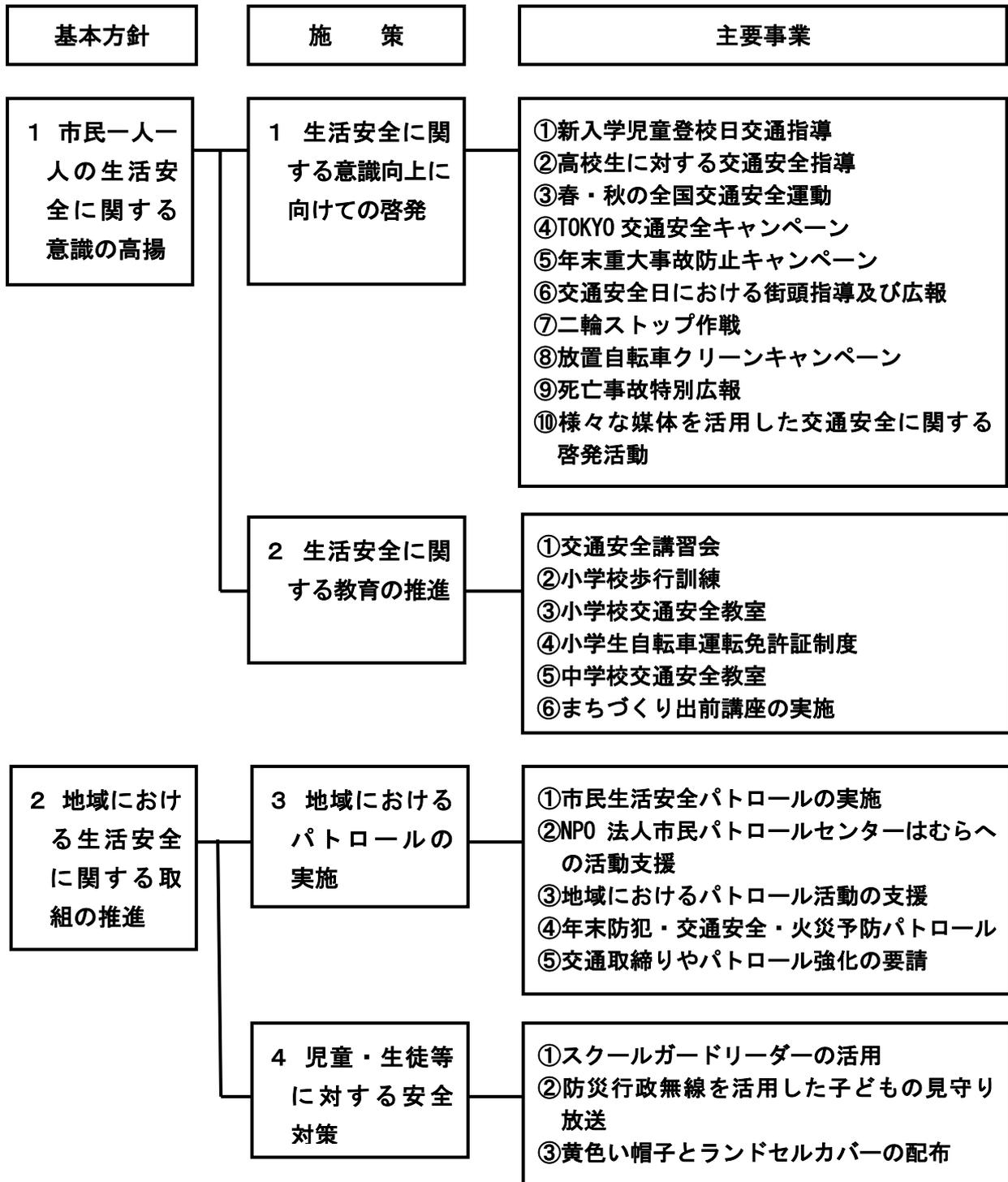
具体的な取組	取組の内容
防犯に関する知識の習得や意識の向上	自らの事業活動及び所有又は管理する施設の安全確保のため、防犯に関する必要な知識の習得に努め、従業員に防犯に関する教育等を実施し、防犯意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	見知らぬ人や挙動不審者に対し、個々の業務を通じて、声かけやあいさつを行い、犯罪の抑止に努めます。
所有車両を使った防犯パトロール活動の実施	所有車両に「市民生活安全パトロール実施中」等のマグネットシートを装着し、個々の業務を通じて地域のパトロール活動に取り組みます。
地域のパトロール活動等への協力	市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールや子ども見守り活動への参加・協力を努めます。
事業所・施設の安全対策の実施	侵入盗犯等の犯罪の被害に遭わないようにするため、事業所や施設に補助錠やセンサーライトの取り付けなど防犯対策を行い、事業所や周辺環境整備に努めます。
自転車盗難対策の実施	自転車盗難対策として、盗難を未然に防ぐために鍵の二重ロックに努めます。
空き家対策の実施	空き家対策について、市と連携し、情報の共有化に努めます。
緊急駆け込み場所の提供	緊急駆け込み場所として、事業所を提供します。
通学路等の安全対策への協力	事業活動を通じて、学校周辺のパトロールや地域における子ども見守り活動への協力を努めます。 夕暮れが早くなる時期は、屋外照明等を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、犯罪抑止に努めます。

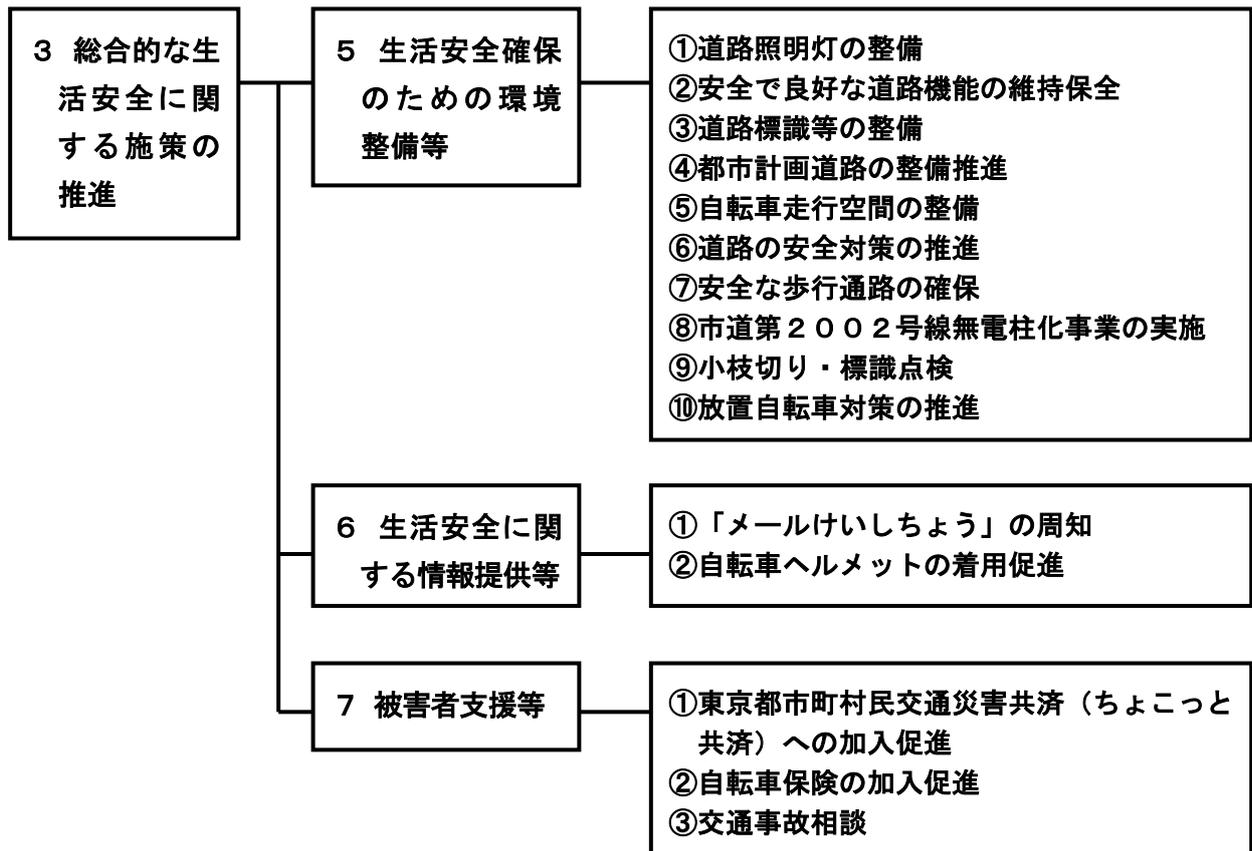
(10) 土地等管理者の取組

具体的な取組	取組の内容
所有又は管理する土地等の安全対策の実施	所有又は管理する土地、建物その他の工作物について、犯罪に遭わないようにするため、防犯対策を講じるとともに、周辺の安全確保のための環境整備に努めます。 所有する建物等を他人に提供する際、その相手方に危険薬物の販売や特殊詐欺の用に供さない旨を書面等で取り交わすよう努めます。 また、業としての危険薬物の販売等の実用及び特殊詐欺の実用に供された場合は、契約を解除する旨を定め、解除・明け渡しを申し入れるよう努めます。

第4章 交通安全対策

1 施策の体系





2 羽村市における交通事故の発生状況と防止に関する現状と課題

(1) 交通事故の発生状況

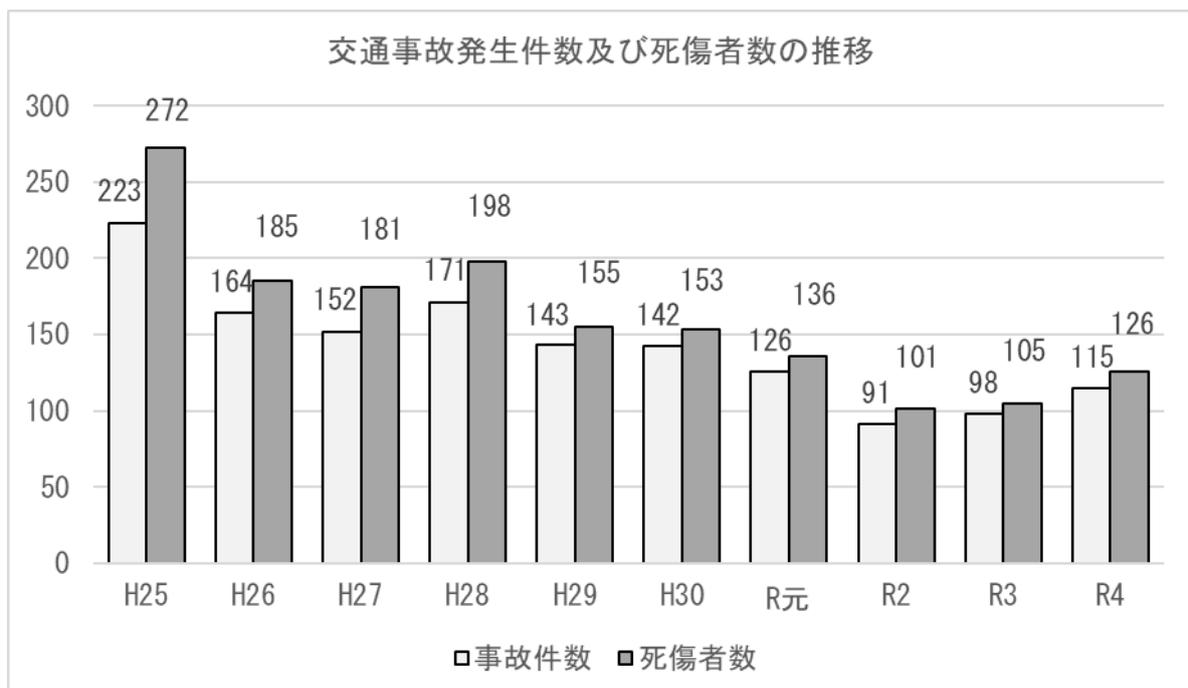
① 交通事故発生件数及び死傷者数の推移

交通事故発生件数は、平成25年の223件をピークに減少傾向にありましたが、令和3年98件、令和4年115件と増加に転じています。

交通事故による死傷者数も、発生件数と同様の推移を示しており、平成25年の272人をピークに減少傾向にありましたが、令和3年105人、令和4年126人と増加に転じています。

年次	人身事故 発生件数・死傷者数内訳						合 計	
	死亡事故		重傷事故		軽傷事故			
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
H25	1	1	2	5	220	266	223	272
H26	2	2	0	0	162	183	164	185
H27	0	0	2	2	150	179	152	181
H28	1	1	1	2	169	195	171	198
H29	0	0	0	0	143	155	143	155
H30	0	0	3	3	139	150	142	153
R元	0	0	6	6	120	130	126	136
R2	1	1	3	3	87	97	91	101
R3	1	1	3	3	94	101	98	105
R4	0	0	3	3	112	123	115	126

出典：警視庁「交通事故統計表」



② 年齢層別交通事故死傷者数の推移

交通事故死傷者数を年齢層別に見ると、幼児から高校生までは減少傾向にあります。19歳から64歳までについては、対前年比で増減を繰り返しています。

また、65歳以上の高齢者については、直近3年間は横ばいとなっています。

令和元年以降では、高齢者が90人と一番多く、次いで40歳代88人、20歳代76人の順となっています。

年次		幼児	小学生	中学生	高校生	中卒~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳	高齢者	合計
H25	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	負傷者	5	6	9	16	4	50	54	49	27	13	38	271
H26	死亡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	負傷者	1	13	7	13	7	17	29	38	16	11	31	183
H27	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	3	5	5	7	7	31	28	32	23	19	21	181
H28	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	負傷者	2	6	9	9	6	24	37	40	22	8	34	197
H29	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	9	3	5	3	23	21	36	25	2	27	155
H30	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	2	9	3	4	4	22	24	22	22	10	31	153
R元	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	2	1	4	5	21	23	26	17	11	26	136
R2	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	負傷者	0	7	2	2	1	11	15	22	15	5	20	100
R3	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	負傷者	0	2	1	0	4	19	15	16	18	7	22	104
R4	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	1	3	3	6	25	18	24	14	12	20	126
合計	死亡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	
	負傷者	14	60	43	63	47	243	264	305	199	98	270	

出典：警視庁「交通事故統計表」

③ 状態別交通事故死傷者数の推移

交通事故死傷者数を状態別に見ると、自動車乗用中が一番多く、次いで自転車乗用中、歩行中の順となっています。

令和4年については、自動車乗用中、自転車乗用中ともに前年より増加しています。

年次	自動車		二輪車		自転車		歩行者		その他		合計	
	死亡	負傷者	死亡	負傷者								
H25	0	138	0	29	0	73	0	27	1	4	1	271
H26	0	86	0	20	1	59	1	18	0	0	2	183
H27	0	91	0	17	0	48	0	25	0	0	0	181
H28	0	89	0	19	0	63	1	26	0	0	1	197
H29	0	67	0	16	0	44	0	28	0	0	0	155
H30	0	70	0	14	0	38	0	31	0	0	0	153
R元	0	57	0	21	0	31	0	27	0	0	0	136
R2	0	52	0	11	0	23	1	14	0	0	1	100
R3	0	33	0	19	0	26	1	26	0	0	1	104
R4	0	56	0	16	0	32	0	21	0	1	0	126
合計	0	739	0	182	1	437	4	243	1	5		

出典：警視庁「交通事故統計表」

④ 年齢層別自転車乗用中死傷者数の推移

自転車乗用中死傷者数を年齢層別に見ると、65歳以上の高齢者が一番多い状況にあり、令和元年以降では、65歳以上の高齢者が30人、次いで20歳代と50歳代が17人となっています。

年次		幼児	小学生	中学生	高校生	中卒～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	高齢者	合計
H25	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	3	3	6	13	0	12	8	5	5	5	13	73
H26	死亡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	負傷者	0	9	5	10	4	4	1	7	3	3	13	59
H27	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	1	5	7	1	6	4	9	7	4	3	48
H28	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	4	6	4	2	10	6	8	5	5	12	63
H29	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	2	3	1	0	7	6	4	7	1	13	44
H30	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	3	2	4	0	5	9	4	3	1	6	38
R元	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	2	1	2	0	5	4	3	4	5	5	31
R2	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	2	2	1	0	3	1	0	1	2	11	23
R3	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	1	1	0	0	4	1	3	6	1	9	26
R4	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	2	2	1	5	4	5	6	2	5	32
合計	死亡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	6	27	33	44	8	61	44	48	47	29	90	

出典：警視庁「交通事故統計表」

(2) 交通事故防止に関する現状と課題

市内の交通事故件数、死傷者数は概ね減少傾向にある一方で、子どもと高齢者の安全確保、高齢運転者や自転車の交通事故防止が課題となっています。

高齢者の交通事故死傷者数は、依然多い状況にあり、特に近年の自転車乗用中の死傷者数は、年齢層別で最も多くなっています。警視庁管内における高齢者の交通事故の主な要因としては、信号無視、横断歩道以外での横断、交通ルールを無視した運転等があげられます。

子どもの事故については、市内では少ない状況にありますが、全国的な傾向として、歩行中が最も多く、小学校1年生の歩行中の死者・重傷者数は6年生の約3.2倍となっています。

春・秋の全国交通安全運動やTOKYO交通安全キャンペーン等においても、子どもと高齢者の事故防止が重点目標に掲げられています。市でも交通安全推進委員会及び福生警察署等の関係機関と連携しながら、こうしたキャンペーン等を通じて、子どもと高齢者の事故防止に向けた啓発活動を一層推進していく必要があります。

自転車は、子どもから高齢者まで誰でも簡単に利用できる移動手段として通勤・通学や買い物、サイクリングなど、広く利用されています。しかし、交通ルールを無視した危険な運転やマナーの悪化が大きな問題となっています。自転車利用のルール、マナーは子どものうちから身に着けることが大切であることから、市では、小・中学校において自転車の安全な乗り方を含めた交通安全教室を実施しています。

令和5年4月1日からは、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車乗用中の交通事故で亡くなった方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。警察庁が令和5年7月に自転車乗用中のヘルメット着用率の全国調査を実施した結果、全国平均13.5%、東京都10.5%と依然低い状況にあることから、ヘルメットの着用促進を進めていく必要があります。

また、令和5年7月1日から電動キックボードに関する交通ルールが変更されたことから、電動キックボードを運転するときに注意すべき交通ルールやマナーについて周知するとともに、シェアサイクルの普及状況を注視し、利用形態に応じた利用ルールやマナーの普及啓発について検討が必要です。

今後もこれらの取組を継続するとともに、自転車利用者のルールの遵守とマナーの向上をどのように推進していくかが、課題となっています。

3 施策の展開

(1) 施策1 <生活安全（交通安全）に関する意識向上に向けての啓発>

① 新入学児童登校日交通指導

小学校に入学した1年生の登校日初日に、交通安全推進委員が主要な交差点等において立哨し、新1年生に対して交通指導、見守りを行います。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

② 高校生に対する交通安全指導

通学路上にある交差点において、登校時間帯に交通安全推進委員が立哨し、交通ルールやマナーの遵守を呼びかけます。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

③ 春・秋の全国交通安全運動

交通事故防止のため、福生警察署と交通安全推進委員会が連携し、主要交差点での立哨、街頭指導及び市内全域を対象とした広報活動を行い、交通安全思想の普及・浸透を図ります。

【実施機関】 防災安全課・福生警察署・交通安全推進委員会

④ TOKYO 交通安全キャンペーン

12月に交通安全推進委員による立哨、街頭指導のほか、広報車により交通ルールやマナーの遵守を呼びかけます。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

⑤ 年末重大事故防止キャンペーン

年末に交通安全推進委員による立哨、街頭指導のほか、広報車により交通ルールやマナーの遵守を呼びかけます。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

⑥ 交通安全日における街頭指導及び広報

毎月10日（土日祝日の場合は、直前の平日）に交通安全推進委員による立哨、街頭指導のほか、広報車により交通ルールやマナーの遵守を呼びかけます。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

⑦ 二輪ストップ作戦

交通安全推進委員が自転車及びバイクを運転中の方に停止を求め、交通ルールやマナーの遵守を呼びかけます。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

⑧ 放置自転車クリーンキャンペーン

歩行者等の良好な通行環境を確保するため、駅頭での放置自転車防止の広報や放置自転車等の撤去を行います。

【実施機関】 防災安全課

⑨ 死亡事故特別広報

福生警察署管内において死亡事故が発生した際に、交通安全推進委員により、広報車で市内全域を巡回し、交通安全に関する広報活動を行います。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

⑩ 様々な媒体を活用した交通安全に関する啓発活動

市民、事業者及び関係機関と連携しながら、交通安全に関する知識の普及、啓発のため、広報はむら、市公式サイト、メール配信サービス、テレビはむら、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシの配布等、様々な媒体を活用して啓発活動に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・その他関係機関

(2) 施策2 <生活安全(交通安全)に関する教育の推進>

① 交通安全講習会

「春の全国交通安全運動」及び「秋の全国交通安全運動」に先駆け、正しい交通ルールとマナーを身につけ、交通事故を防止することを目的に交通安全講習会を開催します。

また、高齢者の交通事故防止のため、高齢者向けの交通安全講習会の開催について検討します。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会・福生警察署

② 小学校歩行訓練

主に小学校入学後の1年生を対象に、安全な道路の通行について指導、教育を行います。

【実施機関】 防災安全課・学校教育課・小学校・福生警察署・交通安全推進委員会

③ 小学校交通安全教室

安全な道路の通行と横断、自転車の安全利用など、交通ルールを理解してもらうため、3年生を対象とした交通安全教室を福生警察署及び交通安全推進委員会と連携し実施します。

また、東京都の自転車シミュレータの体験機器を活用した参加・体験型の交通安全教室にも取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・学校教育課・小学校・福生警察署・交通安全推進委員会

④ 小学生自転車運転免許証制度

原則小学校3年生に対して、小学校交通安全教室の中で、自転車の乗り方など交通マナーを指導し、修了者に自転車運転免許証を交付します。

【実施機関】 防災安全課・学校教育課・小学校・福生警察署・交通安全推進委員会

⑤ 中学校交通安全教室

全校生徒を対象に、主に講話形式による自転車利用時のルールやマナーの啓発に取り組みます。また、スタントマンが交通事故の状況を具体的に再現することで、交通事故の怖さを見学でき、交通ルールを守る大切さや無謀運転の危険性を学ぶことができる手法であるスケアードストレートの実施について検討します。

その他、東京都の自転車シミュレータの体験機器を活用した参加・体験型の交通安全教室にも取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・学校教育課・中学校・福生警察署・交通安全推進委員会

⑥ まちづくり出前講座の実施

市の職員が会場に出向いて交通事故防止に関する講座を行います。

また、福生警察署においても交通安全講話及び交通安全ビデオ等により、交通安全意識の向上を図る出前講座を実施していますので、周知を図ります。

【実施機関】 生涯学習推進課・防災安全課・福生警察署

(3) 施策3 <地域におけるパトロールの実施>

① 市民生活安全パトロールの実施

NPO 法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、犯罪の防止、火災の予防、交通監視等による事故の未然防止に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課

② NPO 法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援

安全・安心のまちづくりを担う、市民主体で設立された NPO 法人市民パトロールセンターはむらに対して補助金を交付し、法人が行うパトロール活動を支援していきます。

【実施機関】 防災安全課

③ 地域におけるパトロール活動の支援

各地域においてパトロールや子どもの見守りなどの活動に取り組む市民や各種団体に対し、パトロール活動に必要なベストや赤色合図灯などの物品の貸与や情報提供を行うことにより、交通安全活動を支援します。

【実施機関】 防災安全課

④ 年末防犯・交通安全・火災予防パトロール

「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、関係機関と連携し、年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間を通じて、防犯・交通安全・火災予防に関する意識の向上に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・その他関係機関

⑤ 交通取締りやパトロール強化の要請

福生警察署に対して、交通事故の原因となる路上違法駐車やスピード違反、飲酒運転などの取締りやパトロールの強化を要請していきます。

【実施機関】 防災安全課

(4) 施策4 <児童・生徒等に対する安全対策>

① スクールガードリーダーの活用

教育委員会が委嘱した警察官OBや防犯の専門家が各校を定期的に巡回し、通学路や地域の点検、改善方法などについて学校や学校安全ボランティア（スクールガード）に具体的に指導・助言を行い、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る活動を推進します。

【実施機関】 学校教育課

② 防災行政無線を活用した子どもの見守り放送

子どもたちの安全・安心のため、小学校児童の下校時間に合わせて、防災行政無線を活用した見守り放送を行い、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれないよう地域の皆様に見守りをお願いします。

【実施機関】 学校教育課・防災安全課

③ 黄色い帽子とランドセルカバーの配布

自動車等運転手からの視認性を高め、交通事故から児童を守るため、小学校に入学する新入学児童に対し、黄色い帽子とランドセルカバーを無料配布します。

【実施機関】 学校教育課

(5) 施策5 <生活安全(交通安全)確保のための環境整備等>

① 道路照明灯の整備

夜間における道路状況、交通状況を的確に把握し、良好な視界を確保するための交通安全対策として、また防犯対策として道路照明灯の設置を進めていきます。

【実施機関】 土木課

② 安全で良好な道路機能の維持保全

道路を通行する利用者の安全確保を第一に、歩道のバリアフリー化など道路の機能や環境を良好な状態に維持・保全します。

【実施機関】 土木課

③ 道路標識等の整備

誰もが安全で快適に通行できるよう、カーブミラーや区画線、標識類の整備、視認性の向上などに取り組んでいきます。

【実施機関】 土木課

④ 都市計画道路の整備推進

機能的な都市活動と安全・安心な市民生活を確保するため、広域幹線道路としての都市計画道路の整備を進め、移動の円滑化を図ります。

【実施機関】 都市計画課・土木課・区画整理課

⑤ 自転車走行空間の整備

自転車を安全で快適に利用できるよう、自転車通行帯などの整備に努めます。

【実施機関】 土木課

⑥ 道路の安全対策の推進

歩行者の交通安全対策を図るため、幅員の狭い道路の拡幅等、道路整備に努めます。

【実施機関】 土木課

⑦ 安全な歩行通路の確保

歩行者の障害となる広告物、放置自転車等の撤去により、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

【実施機関】 土木課

⑧ 市道第2002号線無電柱化事業の実施

都市防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出に向け、羽村市道路整備計画に基づき、市道第2002号線（通称：羽村駅前中央通り）の無電柱化事業に取り組みます。

【実施機関】 土木課

⑨ 小枝切り・標識点検

木の枝が道路に伸びていると、歩行者や自転車の通行の妨げになったり、カーブミラーや標識が見えにくくなり、交通事故に繋がる恐れがあることから、交通安全推進委員により、通行の障害となる小枝を伐採します。

【実施機関】 防災安全課・交通安全推進委員会

⑩ 放置自転車対策の推進

歩行者等の良好な通行環境を確保するため、放置自転車等の撤去を実施します。

【実施機関】 防災安全課

(6) 施策6 <生活安全（交通安全）に関する情報提供等>

① 「メールけいしちょう」の周知

警視庁が犯罪発生情報や防犯情報等（防犯情報、交通情報、防災情報等）を配信している「メールけいしちょう」について、広報媒体を活用し周知していきます。

【実施機関】 防災安全課

② 自転車ヘルメットの着用促進

全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されていることから、交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメット着用の努力義務化について周知を図り、着用の促進を図ります。

【実施機関】 防災安全課

(7) 施策7 <被害者支援等>

① 東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）への加入促進

東京都市町村民交通災害共済は、東京都の全市町村がその住民の方々を対象に、共同で実施する公的な交通災害共済制度で、加入者が事故にあった場合に見舞金や交通遺児年金が支給されます。広報紙や市公式サイト等で加入の促進を図ります。

【実施機関】 防災安全課

② 自転車保険の加入促進

東京都条例により、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等への加入が義務化されていることから、市民へ周知を図り、加入の促進を図ります。

【実施機関】 防災安全課

③ 交通事故相談

交通事故に関する様々な相談に弁護士が応じます。

【実施機関】 秘書広報課

(8) 市民の取組

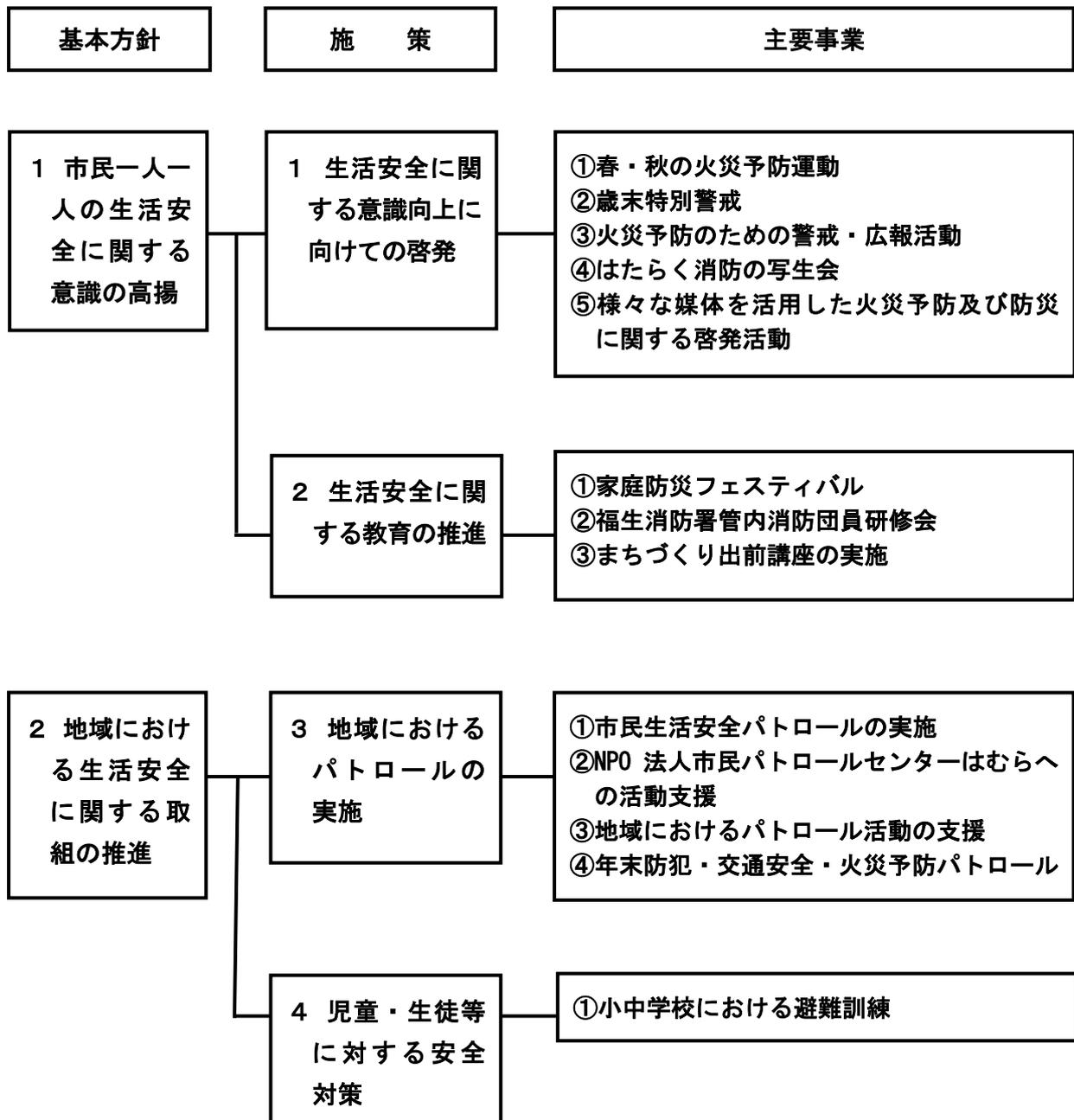
具体的な取組	取 組 の 内 容
交通安全に関する知識の習得や意識の向上	自らの安全の確保のため、交通安全講習会などに参加し、交通安全に関する必要な知識の習得及び意識の向上に努めます。
メール配信サービスへの登録の実施	警視庁が行っているメール配信サービス「メールけいしちよう」や市が行っているメール配信サービスに登録し、防犯・交通・防災等の情報の収集に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、交通安全に関するイベント等へ積極的に参加します。
声かけ・あいさつ運動の推進	児童・生徒や高齢者等に対し、町内会・自治会の見守り活動等で声かけやあいさつを行い、交通事故の防止に努めます。
地域のパトロールや学校、通学路における子どもの見守りの実施	「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域の自主的なパトロール活動や、学校・通学路における子どもの見守り活動等に取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	市や関係機関、地域の団体等が行っているパトロール活動や子どもの見守り活動等への参加・協力を努めます。
自宅の安全対策の実施	交通事故を防止するため、樹木が標識等を隠さないよう適切な管理や道路上にものを置かないなどの交通安全対策のための環境整備に努めます。
通学路等の安全対策への協力	学校周辺や地域における子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、通学路等における安全の確保に努めます。 夕暮れが早くなる時期は、玄関灯を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、交通事故防止に努めます。
自転車ヘルメットの着用及び保険の加入	自転車を利用する時には、ヘルメットの着用が努力義務化されていることから、交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットを着用します。 また、他人の生命や身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等へ加入します。
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールの実施	徒歩や自転車、犬の散歩時におけるパトロール及び青色回転灯を装着したパトロールカーによる市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携の強化を図りながら、交通事故の防止に取り組みます。

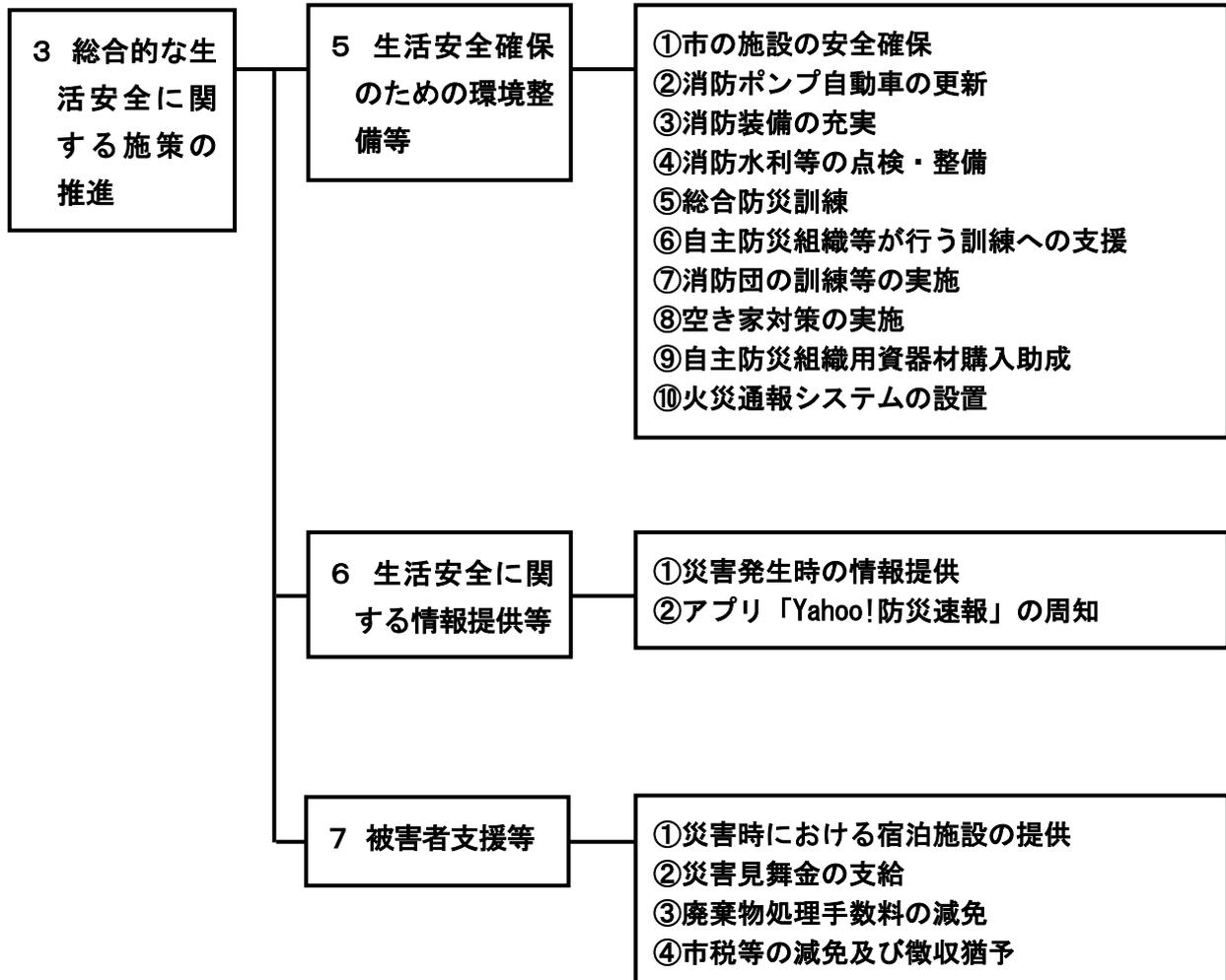
(9) 事業者の取組

具体的な取組	取組の内容
交通安全に関する知識の習得や意識の向上	自らの事業活動及び所有又は管理する施設の安全確保のため、交通安全に関する必要な知識の習得に努め、従業員に交通安全に関する教育等を実施し、交通安全意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	児童・生徒や高齢者等に対し、個々の業務を通じて、声かけやあいさつを行い、交通事故の防止に努めます。
地域のパトロール活動等への協力	市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールや子ども見守り活動への参加・協力を努めます。
通学路等の安全対策への協力	事業活動を通じて、学校周辺のパトロールや地域における子ども見守り活動への協力を努めます。 夕暮れが早くなる時期は、屋外照明等を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、交通事故防止に努めます。

第5章 火災予防対策

1 施策の体系



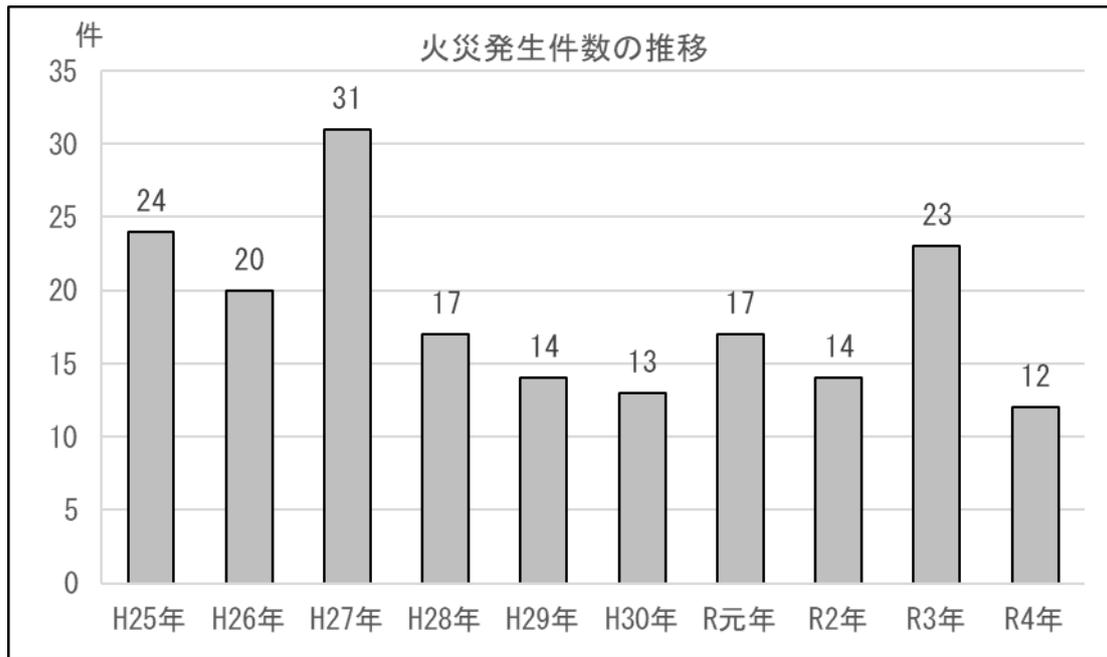


2 羽村市における火災の発生状況と防止に関する現状と課題

(1) 火災の発生状況

① 火災の発生件数の推移

火災発生件数は、平成27年まで概ね20件から30件で推移していましたが、平成28年以降は、令和3年の23件を除き、20件未満で推移しており、令和4年は12件となっています。



出典：福生消防署火災統計

② 火災の原因別件数の推移

火災の原因別件数を見ると、平成25年から令和4年までの185件のうち、放火（疑い含む）による火災が最も多く50件、全体の27%を占めています。次いで電気関係による火災が48件26%、たばこによる火災が22件12%となっています。

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	合計
放火・疑い	14	7	8	6	1	0	4	4	3	3	50
たばこ	1	1	2	2	3	3	1	4	4	1	22
ガス器具	1	2	3	1	0	2	1	0	2	0	12
火遊び	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3
電気関係	4	6	8	3	4	4	2	3	11	3	48
間接雷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	4	4	8	5	5	4	9	3	3	5	50
火災発生件数	24	20	31	17	14	13	17	14	23	12	185

出典：福生消防署火災統計

(2) 火災予防に関する現状と課題

平成25年からの累計では、火災の原因別発生件数の50件27%が放火(疑いを含む)によるものとなっています。放火の抑止には、市民生活安全パトロールをはじめ、消防団や市内各所において地域住民や事業者等の方々が実施するパトロールによる「地域目」が有効であることから、引き続き、関係機関と連携を強化しパトロールを実施していく必要があります。

放火の次に多いのが電気関係による火災で48件26%となっています。主な原因としては、電気や電気製品を使用する際の不適切な維持管理や取扱い上の不注意などがあげられます。

また、市の特徴として工場が集中している地域があり、工場火災が発生すると大規模な火災につながる可能性があるため、福生消防署と連携し、事業者の意識の向上と火災予防を推進しています。大規模火災が発生した場合、消防署のみならず消防団による消火活動が欠かせないことから、より一層、実践的な訓練の導入などについて検討が必要です。

今後も、火災予防のための啓発活動や地域ぐるみで放火されない環境づくりを推進するとともに、パトロール活動に一層力を入れていく必要があります。

3 施策の展開

(1) 施策1 <生活安全（火災予防）に関する意識向上に向けての啓発>

① 春・秋の火災予防運動

火災が発生しやすい時期を前に、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止するため、消防団により市内全域の広報活動を行います。

【実施機関】 防災安全課・消防団

② 歳末特別警戒

年末の繁忙に加え、季節柄火気を使用する機会が多くなり、火災が発生しやすい時期となることから、市民の防火意識の高揚と火災発生未然防止を図るため、消防団により市内全域の広報及び警戒活動を行います。

【実施機関】 防災安全課・消防団

③ 火災予防のための警戒・広報活動

消防団、福生消防署と連携し、市のイベント時において警戒・広報活動等を行うことで、市民の火災予防に関する知識の普及と意識の向上に向けて啓発に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・消防団・福生消防署

④ はたらく消防の写生会

小学生に消防隊員や消防車両を描いてもらうことで、消防の仕事への関心を高め、防火防災意識の育成、向上を図ります。

【実施機関】 防災安全課・学校教育課・小学校・消防団・福生消防署

⑤ 様々な媒体を活用した火災予防及び防災に関する啓発活動

市民、事業者及び関係機関と連携しながら、火災予防及び防災に関する知識の普及、啓発のため、広報はむら、市公式サイト、メール配信サービス、テレビはむら、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシの配布等、様々な媒体を活用して啓発活動に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・その他関係機関

(2) 施策2 <生活安全(火災予防)に関する教育の実施>**① 家庭防災フェスティバル**

福生消防署及び福生消防署管内の2市1町(羽村市・福生市・瑞穂町)で組織する福生消防署管内消防連絡協議会において、自主防災組織を対象に災害などに関する講演会などを実施し、災害等に関する知識の普及を図ります。

【実施機関】 防災安全課・消防団・福生消防署管内消防連絡協議会

② 福生消防署管内消防団員研修会

福生消防署管内消防連絡協議会において、消防団員を対象に災害などに関する講演会などを実施し、災害対応の習熟の向上及び知識の普及を図ります。

【実施機関】 防災安全課・消防団・福生消防署管内消防連絡協議会

③ まちづくり出前講座の実施

福生消防署羽村出張所において、訓練用消火器等を活用した初期消火訓練やAEDの取り扱いに関する出前講座を実施しているので、周知を図ります。

【実施機関】 生涯学習推進課・防災安全課・福生消防署羽村出張所

(3) 施策3 <地域におけるパトロールの実施>**① 市民生活安全パトロールの実施**

NPO法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、犯罪の防止、火災の予防、交通監視等による事故の未然防止に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課

② NPO法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援

安全・安心のまちづくりを担う、市民主体で設立されたNPO法人市民パトロールセンターはむらに対して補助金を交付し、法人が行うパトロール活動を支援していきます。

【実施機関】 防災安全課

③ 地域におけるパトロール活動の支援

各地域においてパトロール活動に取り組む市民や各種団体に対し、パトロール活動に必要なベストや赤色合図灯などの物品の貸与や情報提供を行うことにより、火災予防活動を支援します。

【実施機関】 防災安全課

④ 年末防犯・交通安全・火災予防パトロール

「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、関係機関と連携し、年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間を通じて、防犯・交通安全・火災予防に関する意識の向上に取り組みます。

【実施機関】 防災安全課・その他関係機関

(4) 施策4 <児童・生徒等に対する安全対策>**① 小中学校における避難訓練**

各学校において防火管理者を選任し、作成した消防計画に基づき、火災を含む様々な災害に対応した避難訓練を実施し、災害に対する意識の向上を図ります。

【実施機関】 学校教育課・小中学校

(5) 施策5 <生活安全（火災予防）確保のための環境整備等>**① 市の施設の安全確保**

市の施設が侵入盗犯等の犯罪や火災に遭わないようにするため、施設の安全確保及び施設周辺の環境整備に取り組みます。

【実施機関】 各課

② 消防ポンプ自動車の更新

消防ポンプ自動車は、6箇分団に各1台配備されていますが、年数の経過とともにポンプ性能などが低下してくることから、一定の年数が経過した消防ポンプ自動車を更新することにより、消防力の維持を図ります。

【実施機関】 防災安全課

③ 消防装備の充実

消防団に配備されている災害活動用装備品の更新を行うとともに、必要な装備品等の充実を図ります。

【実施機関】 防災安全課

④ 消防水利等の点検・整備

火災が発生した際に使用する水利である消火栓及び防火水槽並びにホース格納箱を定期的に点検し、不良個所が発見された場合は修繕するなど適切な管理に努めます。

【実施機関】 防災安全課・消防団・福生消防署

⑤ 総合防災訓練

防災訓練において、火災の発生を想定した初期消火訓練などを実施することにより、地域防災力の向上を図ります。

【実施機関】 防災安全課・その他関係機関

⑥ 自主防災組織等が行う訓練への支援

自主防災組織等が消火器や消火栓を使った初期消火訓練などを実施する際、消防団や福生消防署が指導を行うなどの支援を行います。

【実施機関】 防災安全課・消防団・福生消防署

⑦ 消防団の訓練等の実施

消防団が火災現場において、迅速、確実かつ安全に活動することができるよう、消防署と協力して訓練を実施するとともに、文化財消防演習や消防ポンプ操法審査会などを実施し、消防技術の習熟度を高めていきます。

【実施機関】 防災安全課・消防団・福生消防署

⑧ 空き家対策の実施

各関係機関と協力・連携し、相談窓口を設置するなどの空き家対策を実施し、犯罪の抑止、放火等の火災予防に努めます。

【実施機関】 建築課

⑨ 自主防災組織用資器材購入助成

自主防災組織が災害時に使用する初期消火用資器材や救助用資器材などの購入費用の一部を補助することにより、自主防災組織の活動の充実を図ります。

【実施機関】 防災安全課

⑩ 火災通報システムの設置

一人暮らしで18歳以上の重度の障害のある方、65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で心身機能の低下や居住環境等から、防火等の配慮が必要な方を対象として、火災自動通報機器等を設置します。

【実施機関】 障害福祉課・高齢福祉介護課

(6) 施策6 <生活安全（火災予防）に関する情報提供等>**① 災害発生時の情報提供**

火災など災害に関する情報については、防災行政無線、市メール配信サービス等を利用し、市民に情報提供します。

【実施機関】 防災安全課

② アプリ「Yahoo!防災速報」の周知

防災行政無線で発報した火災など災害に関する情報の配信を行っているアプリ「Yahoo!防災速報」について、広報媒体を活用して周知していきます。また、羽村市LINE公式アカウントを利用した防災情報などの配信について検討します。

【実施機関】 防災安全課

(7) 施策7 <被害者支援等>**① 災害時における宿泊施設の提供**

火災、台風及びその他の災害により住宅に被害を受けた方に、市と災害時における宿泊施設の使用に関する協定を締結している宿泊施設を提供することにより、被災者の一時的な生活の場の確保を図ります。

【実施機関】 防災安全課

② 災害見舞金の支給

災害により住居が焼失、損壊又は流失したときは、故意又は重大な過失により生じた場合を除き、被害の程度に応じて、その世帯の世帯主に対して災害見舞金を支給します。

【実施機関】 社会福祉課

③ 廃棄物処理手数料の減免

天災及び火災などにより排出する必要が生じた一般廃棄物の処理について、市で処理できないもの（家電リサイクル対象品目やテレビなど）を除き、その程度により、免除又は9割以内で減額します。

【実施機関】 生活環境課

④ 市税等の減免及び徴収猶予

火災など災害により資産に重大な損害を受けたときなど、その損害の程度に応じて市税等を減免又は徴収を猶予します。

※減免…固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、市・都民税

※減免又は徴収猶予…介護保険料、国民健康保険一部負担金

【実施機関】 課税課・市民課・高齢福祉介護課・納税課

(8) 市民の取組

具体的な取組	取 組 の 内 容
火災予防に関する知識の習得や意識の向上	自らの安全の確保のため、火災予防に関する必要な知識の習得及び意識の向上に努めます。
メール配信サービスへの登録の実施	警視庁が行っているメール配信サービス「メールけいしちよう」や市が行っているメール配信サービスに登録し、防犯・交通・防災等の情報の収集に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、火災予防に関するイベント等へ積極的に参加します。
声かけ・あいさつ運動の推進	町内会・自治会のパトロール活動等で声かけやあいさつを行い、放火等の火災予防に努めます。
地域のパトロールや学校、通学路における子どもの見守りの実施	「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域の自主的なパトロール活動や、学校・通学路における子どもの見守り活動等に取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	市や関係機関、地域の団体等が行っている防災訓練やパトロール活動等への参加・協力を努めます。
消火栓・消火器点検の実施	町内会・自治会単位で組織されている自主防災組織において、緊急時に対応できるように地区内の消火栓・消火器等の点検を行います。
自宅の安全対策の実施	火災を起こさないようにするため、防火対策及び周辺環境整備に努めます。 また、火災報知器の取り付けなど、火災予防対策に努めます。
空き家対策の実施	地域での空き家状況について、行政等への情報提供に努めます。
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールの実施	徒歩や自転車、犬の散歩時におけるパトロール及び青色回転灯を装着したパトロールカーによる市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携の強化を図りながら、放火等による火災の予防に取り組みます。

(9) 事業者の取組

具体的な取組	取組の内容
火災予防に関する知識の習得や意識の向上	自らの事業活動及び所有又は管理する施設の安全確保のため、火災予防に関する必要な知識の習得に努め、従業員に火災予防に関する教育等を実施し、火災予防意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	個々の業務を通じて、声かけやあいさつを行い、放火等の火災予防に努めます。
地域のパトロール活動等への協力	市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールへの参加・協力を努めます。
事業所・施設の安全対策の実施	火災を起こさないようにするため、事業所や施設の防火対策及びその周辺の環境整備に努めます。 また、センサーライトの取り付けなど、事業所の放火対策に努めます。
空き家対策の実施	空き家対策について、市と連携し、情報の共有化に努めます。

(10) 土地等管理者の取組

具体的な取組	取組の内容
所有又は管理する土地等の安全対策の実施	所有又は管理する土地、建物その他の工作物について、火災を起こさないようにするため、防火対策を講じるとともに、周辺の安全確保のための環境整備に努めます。

資料編

1 羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例

平成 21 年 3 月 27 日条例第 16 号

羽村市は、清流と緑に恵まれた職住近接の都市として発展してきました。そこに暮らす私たちは、この恩恵を享受しながら、豊かでやさしい、支えあいによるまちづくりを行ってきました。これまで築き上げた風土を守り、安全で安心して暮らせる環境を整え、後の世代に継承していくことは、私たちの使命です。

現代に生きる私たちの日常生活は、常に犯罪、交通事故、火災の脅威にさらされており、こうした脅威から生命、身体及び財産を守り、安全で安心して暮らせる環境を整備していくためには、市、市民、事業者、土地等管理者がそれぞれ責務を負いつつ支えあい、主体的に地域の安全を守る活動に取り組んでいかなければなりません。

私たちは、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という認識のもと、連携・協力しながら、犯罪、交通事故、火災による被害のない、安全で安心して暮らせるまちを創造していくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、羽村市内（以下「市内」という。）における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、羽村市（以下「市」という。）、市民、事業者及び土地等管理者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活の安全 防犯、交通安全及び火災予防を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を守り、地域社会の中で安全で安心して暮らすことができることをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者及び滞在する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地等管理者 市内に所在する土地又は建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を所有又は管理する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生活の安全を確保するための計画の策定、啓発活動、情報提供及び環境整備
- (2) 市民、事業者及び土地等管理者の活動に対する支援

(3) 前2号に掲げるもののほか、生活の安全を確保するために必要と認める事項
2 市は、前項の施策を推進するため、関係行政機関及び関係団体等と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの生活の安全の確保に必要な措置を講じ、相互に協力して生活の安全を確保する活動を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、所有若しくは管理する施設又は事業活動に関し、生活の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(土地等管理者の責務)

第6条 土地等管理者は、所有又は管理する土地等に関し、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(推進計画の策定)

第7条 羽村市長（以下「市長」という。）は、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定又は変更したときは、直ちにこれを公表するものとする。

(推進会議の設置)

第8条 市長は、推進計画に基づく施策を推進する組織として、羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議（以下「推進会議」という。）を置くものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民の生活の安全に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議要綱

平成21年3月31日羽総生発第16508号

(設置)

第1条 羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例（平成21年条例第16号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第7条に規定する羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（以下「推進計画」という。）に基づく施策の実施に関すること。
- (2) 防犯、交通安全及び火災予防に関する情報の共有化に関すること。
- (3) 市が実施する防犯、交通安全及び火災予防に関する施策、事業等への協力に関すること。
- (4) その他防犯、交通安全及び火災予防についての施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者（以下「推進員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 町内会・自治会関係者 1人
- (3) 小・中学校校長会関係者 1人
- (4) 小・中学校PTA関係者 1人
- (5) 福生防犯協会関係者 1人
- (6) 青少年対策地区委員会関係者 1人
- (7) 青少年育成委員会関係者 1人
- (8) 都立羽村高校関係者 1人
- (9) 交通安全推進委員会関係者 1人
- (10) 高齢者クラブ連合会関係者 1人
- (11) 私立幼稚園協会関係者 1人
- (12) 私立保育園協議会関係者 1人
- (13) 消防団関係者 1人
- (14) 市内事業者 1人
- (15) 福生警察署 2人
- (16) 福生消防署 1人
- (17) NPO法人関係者 1人
- (18) 市民公募による推進員 5人以内

(任期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、推進員の互選により定める。

3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進会議の招集等)

第6条 推進会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 推進会議は、推進員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、推進員以外の者に対して推進会議への出席を求め、意見を聴き、又は情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、推進計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

3 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議推進員名簿

団 体 名	氏 名
杏林大学（総合政策学部）	進邦 徹夫
羽村市町内会連合会（富士見平第一町内会長）	佐久間 英明
羽村市小・中学校校長会（松林小学校校長）	鳥居 夕子
羽村市立小・中学校PTA連合会	諸井 涼恵
福生警察署管内防犯協会（女性防犯指導員）	橋之口 律子
羽村市青少年対策富士見地区委員会	神田 順恵
羽村市青少年育成委員会	石川 千寿
東京都立羽村高等学校	片桐 恒
羽村市交通安全推進委員会	池永 昭美
羽村市高齢者クラブ連合会	中土 善雄
羽村市私立幼稚園協会（学校法人 栄学園）	小作 裕徳
羽村市私立保育園協議会（富士見第一保育園）	羽村 滋彦
羽村市消防団	指田 篤史
羽村市商工会	矢部 要
警視庁福生警察署（交通課）	杉本 伸幸
東京消防庁福生消防署（警防課）	加藤 大亮
NPO法人市民パトロールセンターはむら	並木 勲
市民公募	杉田 江梨
市民公募	石黒 奈保美

第六次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画

(令和6年4月～令和11年3月)

発行年月：令和6年3月

発行：羽村市

編集：羽村市 総務部 防災安全課

所在地：〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話：042-555-1111（内）215・216

F A X：042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

防災安全課メールアドレス s106000@city.hamura.tokyo.jp